

モロッコ
工業所有権法

法律第 31.05 号及び第 23.13 号により改正した法律第 17.97 号
2015 年 1 月 15 日公布

目次

第 I 編 総則

第 I 章 適用範囲

第 1 条

第 2 条

第 2.1 条

第 3 条

第 4 条

第 II 章 弁理士の実務を規定する条件

第 4.1 条

第 4.2 条

第 4.3 条

第 4.4 条

第 4.5 条

第 4.6 条

第 4.7 条

第 4.8 条

第 4.9 条

第 4.10 条

第 4.11 条

第 III 章 一般規定

第 5 条

第 6 条

第 7 条

第 8 条

第 9 条

第 10 条

第 11 条

第 12 条

第 13 条

第 14 条

第 14.1 条

第 14.2 条
第 14.3 条
第 14.4 条
第 15 条

第 II 編 発明特許

第 I 章 適用範囲

第 16 条
第 17 条
第 17.1 条
第 17.2 条
第 17.3 条
第 17.4 条
第 17.5 条
第 17.6 条
第 18 条
第 19 条
第 20 条
第 21 条
第 22 条
第 23 条
第 24 条
第 25 条
第 26 条
第 27 条
第 28 条
第 29 条

第 II 章 特許出願の出願及び処理

第 I 節 特許出願

第 30 条
第 31 条
第 32 条
第 33 条
第 34 条
第 35 条
第 36 条
第 37 条
第 38 条
第 38.1 条

第 38.2 条
第 39 条
第 40 条
第 41 条
第 42 条
第 43 条
第 43.1 条
第 43.2 条
第 44 条
第 45 条

第 II 節 特許付与

第 46 条
第 47 条
第 48 条
第 49 条
第 50 条

第 III 節 特許出願及び登録特許の有効化 (Validation)

第 50.1 条
第 50.2 条
第 50.3 条
第 50.4 条
第 50.5 条

第 III 章 特許から発生する権利

第 I 節 排他的実施権

第 51 条
第 52 条
第 53 条
第 54 条
第 55 条

第 II 節 権利の譲渡及び喪失

第 I 款 総則
第 56 条
第 57 条
第 58 条
第 59 条

第 II 款 強制ライセンス

第 60 条

第 61 条

第 62 条

第 63 条

第 64 条

第 65 条

第 66 条

第 III 款 職権ライセンス

第 67 条

第 68 条

第 69 条

第 70 条

第 71 条

第 72 条

第 73 条

第 74 条

第 75 条

第 IV 款 差押

第 76 条

第 V 款 特許の共有

第 77 条

第 78 条

第 79 条

第 80 条

第 VI 款 雑則

第 81 条

第 82 条

第 83 条

第 84 条

第 85 条

第 86 条

第 87 条

第 88 条

第 88.1 条

第 IV 章 特許の公告

第 89 条

第 III 編 集積回路の回路配置(トポグラフ)

第 I 章 適用範囲

第 90 条

第 91 条

第 92 条

第 II 章 雑則

第 93 条

第 94 条

第 95 条

第 96 条

第 97 条

第 98 条

第 99 条

第 100 条

第 101 条

第 102 条

第 103 条

第 IV 編 意匠及びひな形

第 I 章 適用範囲

第 104 条

第 105 条

第 II 章 保護を受ける権利

第 106 条

第 107 条

第 108 条

第 109 条

第 110 条

第 111 条

第 112 条

第 113 条

第 III 章 意匠及びひな形の出願手続並びに登録

第 114 条

第 114.1 条
第 115 条
第 116 条
第 117 条
第 117.1 条
第 118 条
第 119 条
第 120 条
第 121 条

第 IV 章 意匠又はひな形の登録の効力

第 122 条
第 123 条
第 124 条
第 124.1 条

第 V 章 権利の移転及び喪失

第 I 節 総則

第 125 条
第 126 条
第 127 条

第 II 節 差押

第 128 条

第 III 節 雑則

第 129 条
第 130 条
第 131 条

第 VI 章 意匠及びひな形の公告

第 132 条

第 V 編 商標及び役務商標

第 I 章 適用範囲

第 133 条
第 134 条
第 135 条
第 136 条
第 137 条

第 138 条

第 139 条

第 II 章 標章に対する権利並びに商標の出願手続，異議申立及び登録

第 I 節 標章に対する権利

第 140 条

第 141 条

第 142 条

第 143 条

第 II 節 商標の出願手続，異議申立及び登録

第 144 条

第 145 条

第 146 条

第 146.1 条

第 147 条

第 147.1 条

第 148 条

第 148.1 条

第 148.2 条

第 148.3 条

第 148.4 条

第 148.5 条

第 149 条

第 150 条

第 151 条

第 III 章 商標登録の効力

第 152 条

第 153 条

第 154 条

第 155 条

第 IV 章 権利の移転及び喪失

第 I 節 総則

第 156 条

第 157 条

第 158 条

第 II 節 差押

第 159 条

第 III 節 雑則

第 160 条

第 161 条

第 162 条

第 163 条

第 164 条

第 165 条

第 V 章 団体標章及び団体証明標章

第 I 節 適用範囲

第 166 条

第 II 節 雑則

第 167 条

第 168 条

第 169 条

第 170 条

第 171 条

第 172 条

第 173 条

第 174 条

第 175 条

第 VI 章 標章の公告

第 176 条

第 VII 章 国境措置

第 176.1 条

第 176.2 条

第 176.3 条

第 176.4 条

第 176.5 条

第 176.6 条

第 176.7 条

第 176.8 条

第 VI 編 商号，原産地の地理的表示及び名称並びに不正競争

第 I 章 商号

第 177 条

第 178 条

第 179 条

第 II 章 原産地の地理的表示及び名称並びに異議申立

第 180 条

第 181 条

第 182 条

第 182.1 条

第 182.2 条

第 182.3 条

第 183 条

第 III 章 不正競争

第 184 条

第 185 条

第 VII 編 博覧会における暫定的保護及び産業的報奨

第 I 章 暫定的保護

第 186 条

第 187 条

第 188 条

第 II 章 産業的報奨

第 I 節 保護を受ける権利

第 189 条

第 190 条

第 191 条

第 II 節 産業的報奨の出願及び登録手続

第 192 条

第 193 条

第 194 条

第 195 条

第 196 条

第 197 条

第 III 節 雑則

第 198 条

第 199 条

第 IV 節 産業的報奨の公告

第 200 条

第 III 章 知的所有権の創作物に関する日付の特定

第 200.1 条

第 200.2 条

第 VIII 編 訴訟

第 I 章 総則

第 201 条

第 202 条

第 203 条

第 204 条

第 205 条

第 206 条

第 207 条

第 208 条

第 209 条

第 II 章 特許

第 I 節 民事訴訟

第 210 条

第 211 条

第 212 条

第 II 節 刑事訴訟

第 213 条

第 214 条

第 215 条

第 216 条

第 217 条

第 III 章 集積回路の回路配置(トポグラフ)

第 218 条

第 IV 章 意匠及びひな形

第 I 節 民事訴訟

第 219 条

第 220 条

第 II 節 刑事訴訟

第 221 条

第 V 章 商標及び役務商標

第 I 節 民事訴訟

第 222 条

第 223 条

第 224 条

第 II 節 刑事訴訟

第 225 条

第 226 条

第 227 条

第 227.1 条

第 228 条

第 229 条

第 VI 章 商号

第 230 条

第 VII 章 出所の表示及び原産地の名称

第 231 条

第 VIII 章 産業的報奨

第 232 条

第 233 条

第 IX 編 経過規定

第 234 条

第 235 条

第 236 条

第 237 条

第 238 条

第 239 条

第 I 編 総則

第 I 章 適用範囲

第 1 条

本法における工業所有権の保護とは、発明特許、集積回路の回路配置(トポグラフ)、意匠及びひな形、商標及び役務商標、商号、地理的表示及び原産地の名称並びに不正競争防止を意味する。

第 2 条

工業所有権はその最も広い意味で理解されるべきであり、工業、商業のみならず、農業及び鉱業の分野における畜産物、鉱物及び飲料などのすべての生産物及び製造品並びに天然の産品にも適用する。

第 2.1 条

本法のアラビア語版を参照のこと。(注：本法はフランス語版のみを参照している。)

第 3 条

工業所有権の保護に関する国際同盟の各加盟国の国民は、本法に定められた条件及び手続に従うことを条件として、本法に規定された工業所有権の保護を享受する。同様の保護については、モロッコが締約国である工業所有権に関して締結した他の条約の締約国の国民であり、かつ、その規定においてその国民の待遇がそれらの国の自国民により享受されるものと同等であることを規定している国の国民にも、これを与える。

第 4 条

モロッコにおいて住居又は営業所を有する義務は、モロッコにおいて保護を主張するときは、工業所有権の保護に関する国際同盟の加盟国の国民には必要とされない。モロッコにおいて工業上又は商業上の営業所を有さない自然人又は法人は、それらの者の代理として工業所有権を管轄する機関に対する如何なる行為も行い、モロッコに居住し又はその本店を有する代理人の送達宛先を選定しなければならない。国民及びモロッコに居住する外国人は、自然人又は法人か否かを問わず、自ら工業所有権の出願及びそれに関するその後の行為をなすことができ、又はその目的でモロッコに居住し若しくはその本店を有する代理人を選任することができる。代理人が弁理士一覧に登録されている場合、当該工業所有権の終結及び移転に関する業務を除き、本法で規定されるすべての当該権利に関する手続を工業所有権庁に対し執行する権限を有する。

第 II 章 弁理士の実務を規定する条件

第 4.1 条

弁理士は、定期的に、かつ、報酬を得て、工業所有権の取得、維持及び実施のために第

三者に助言し、支援し、及び代理する業務を公衆に提供する。

第 4.2 条

弁理士候補者は以下のとおりでなければならない。

- a. その一覧が規則により定められたモロッコの高等教育機関の学位又は現行の規則に従い同等と認められたその他の学位を有する。
- b. 工業所有権の分野で少なくとも 3 年間通常の専門的実務に従事したことを証明し、第 4.7 条に規定された弁理士選考委員会により承認される。

上記の条件を満たした候補者は、工業所有権庁が保管する弁理士名簿に登録される。

第 4.3 条

次の何れかに該当する者は、弁理士名簿に登録することができない。

- a. 法律上の罰則に処せられた者又は名誉、信用若しくは倫理に反する行為により、懲戒若しくは行政上の決定により処罰された者
- b. 破産宣告を受けた者。ただし、免責された者を除く。
- c. 公表の有無に拘らず、懲戒処分により、モロッコ又は外国の弁理士団体又は団体から、資格停止又は除名された者

第 4.4 条

弁理士名簿に登録されていない者は、弁理士の名称、これと同等の名称又は混同を招く虞のある名称を使用することは許可されない。

現行の法令の規定に従い弁理士の職務を不正に詐称した者は処罰される。

第 4.5 条

弁理士は、個人若しくは組織の枠内で他の弁理士とともに又は本法に規定する職務を遂行する条件を満たす補佐として、その職務を遂行することができる。

ただし、複代理人は、単一の事務所内のみから選任することができる。

名簿において、組織の構成員である各弁理士の氏名の横に、その共同経営者の氏名が記載される。

第 4.6 条

すべての弁理士は、民事上及び職務上の責任を保証する保険の証明を提出しなければならない。

民事上及び職務上の責任を保証する保険の証明は、工業所有権庁に毎年提出しなければならない。

第 4.7 条

弁理士の職務の遂行の申請の審査を担当する委員会(以下、委員会という)がここに設立される。

本委員会は、委員長の招請により、少なくとも 6 月に 1 回又は必要なときに何時でも開催される。委員会は、委員の過半数が出席すれば定足数を充たす。定足数に達しない場

合、委員会は、第1回会合の日から30日後にこの目的で開催される第2回会合において、出席委員の数に拘らず、定足数を充たすことができる。決定は出席委員の多数決によって行われ、可非同数の場合は委員長が決定票を有するものとする。

第4.8条

委員会がファイルを受領している候補者は、工業所有権庁が保管する弁理士名簿に自動的に登録される。

登録を拒絶する決定は、正当な理由を付して、受領確認付きの書留郵便又は受領の証明が可能な通信手段によって申請人に通知されなければならない。

第4.9条

弁理士委員会は5年の任期の任命制であり、以下の構成員からなる。

1. 司法を担当する政府当局によって任命された裁判官
2. 行政機関の代表
3. 工業所有権庁の代表
4. 最も代表的な弁理士使用者団体の代表
5. 弁理士の代表

委員会の構成員及び活動方法は規則によって決定される。

第4.10条

弁理士の職務を遂行する自然人又は法人によって行われた、本法、職務及びその遂行に関する規則の規定に対する違反は、委員会に付託されるものとする。第1段落に記載された事象を評価し、適切な措置を勧告するために小委員会を設置することができる。小委員会の委員長は、弁理士委員会の任務にある裁判官が務める。

委員会は、違反した自然人又は法人に対する懲戒処分を決定する。

第4.11条

工業所有権庁が登録申請を審査し、承認した場合、本法の施行日において業務を行っている自然人又は法人は、第4.8条にいう名簿に自動的に登録される。申請の提出には3月の期間が付与される。

第III章 一般規定

第5条

工業所有権の保護に関する国際同盟の加盟国でない国の国民は、それらの者が当該同盟諸国の1国の領域に居住し又は実効的な工業上若しくは商業上の営業所を有する場合は、本法の利得を享受する。

第6条

工業所有権の保護に関する国際同盟諸国の1国において、発明特許、集積回路の回路配

置(トポグラフ), 工業意匠又は商品若しくは役務商標を, 正規に出願(原出願)した者又はその権原継承人は, モロッコにおいて第7条に定める期間内に当該出願(後出願)を行うための優先権を享受する。

第7条

前記の優先権主張期間は, 発明特許及び集積回路の回路配置(トポグラフ)について12月とし, 工業意匠並びに商品及び役務商標について6月とする。当該期間は, 当該同盟諸国の1国において行われた最先の出願日から起算し, 当該期間には出願日を算入しない。当該期間の最終日が公休日又は非就業日である場合は, 当該期間は翌就業日まで延長される。

第8条

当該同盟諸国の1国において行った先の出願の優先権を主張しよう并希望する何人も, 当該出願の日付, 番号及び原出願国を記載した優先権宣言書を提出しなければならない。当該宣言書はモロッコにおける出願日に提出しなければならない。

最先の優先権主張期間の満了日から起算して4月以内に, 出願人は規則及び施行令に定められた条件に従い, 原出願を立証する書類を提出しなければならない。

本条第1段落及び第2段落に規定したものと同様の手続及び期限は, モロッコにおける同一出願において複数の優先権を主張する如何なる自然人又は法人にも適用する。

第9条

優先権が適時に主張された場合は, 第7条に規定の期間中に行われた行為, 特に他の出願により, 又は発明特許若しくは集積回路の回路配置(トポグラフ)の公開若しくは実施, 工業意匠若しくはひな形の写しの販売又は商標の使用により, 無効とすることはできない。

第10条

善意で行動する第三者により優先権主張期間中に行われた行為は, モロッコにおける優先権を以って出願した出願日の後に如何なる権利も発生させない。当該行為は損害賠償を求める如何なる訴訟にも至らない。

第11条

第7条及び第8条に規定の期限及び手続に従わない場合は, モロッコにおける優先権享受の喪失に至るものとする。

第12条

優先権主張出願された発明特許, 集積回路の回路配置(トポグラフ), 意匠及びひな形並びに商標及び役務商標は, 優先権の主張なしで行われた出願について規定された保護期間と同等の保護期間を享受することができる。

第 13 条

優先権主張期間中に出願された出願された発明特許，集積回路の回路配置（トポグラフィ），意匠及びひな形並びに商標及び役務商標は，無効及び取消の原因並びに保護期間に関して同一の主題について同盟諸国の 1 国において取得した権原から完全に独立したものとする。

第 14 条

工業所有権の出願に関するすべての運用及び当該権利に関するすべての行為は，工業所有権庁によりその目的で保管される登録簿に登録される。同庁により保存されるべき当該登録簿の一覧及び内容は，規則により規定する。

工業所有権庁は工業所有権出願ファイルの要素を原本又は謄本として，関係権利の終了後 10 年間の末日まで保管する。

第 14.1 条

本法が規定する行為又は業務について，法的手続を除き，期限が設定されている場合，以下とする。

- ・ 期限が年単位の場合，当該行為又は業務が行われた日の翌日から起算し，該当する後続の年の当該行為又は業務が行われた月及び日と同じ名称の月及び同じ数の日に満了する。ただし，該当する月に同じ数の日がない場合は，期間は当該月の末日に満了する。
- ・ 期限が月単位の場合，当該行為又は業務が行われた日の翌日から起算し，該当する後続の月の当該行為又は業務が行われた日と同じ数の日に満了する。ただし，当該月に同じ数の日がない場合は，当該期間は当該月の末日に満了する。
- ・ 期限が日単位の場合，当該行為又は業務が行われた日の翌日から起算し，期限の最終日数に達した日に満了する。

工業所有権の出願運用の履行に関する本法により定められた期限が守られなかった場合は，前記運用に関する手続を延期する申請を前記期限の到来から 2 月以内に工業所有権庁に出願人自ら又はその代理人により行うことができる。

ただし，次の期限を守らない場合には，上記第 2 段落に掲げた手続を延長する申請を自ら行うことはできない。

- ・ 当該手続を延長する申請が既に行われていた場合の期限
- ・ 意匠若しくはひな形又は標章の登録更新について適切な手数料の納付期限又は特許権の継続について適切な手数料の納付期限
- ・ 第 148.2 条から第 148.5 条までの規定に従う異議申立手続に関する期限
- ・ 第 8 条，第 14.2 条から第 14.3 条まで規定されている優先権を立証する書類を提出する期限

工業所有権庁による拒絶決定の場合，手続を延期する申請も，前記決定の日付から 2 月以内に申請人又はその代理人により自ら行うことができる。

本条の規定の適用条件は，規則により決定される。

第 14.2 条

工業所有権庁が下した拒絶の決定の通知の日から 2 月の期間内に、出願人又はその代理人は、当該決定に対する意見書を提出することができる。

提出された意見書が拒絶の決定を変更する場合には、当該意見書を考慮して新たな決定が下される。

第 14.3 条

工業所有権の登録出願が公開された日から 2 月以内に、第三者の意見書を工業所有権庁に提出することができる。これらの意見書には、登録を有効性に必要な基準に関することとする。

工業所有権庁は、出願人又はその代理人に直ちに通知し、出願人又はその代理人は、必要な場合、2 月の期間内に応答を提出しなければならない。

第 14.4 条

工業所有権庁が定めた期限の 1 を徒過した、登録を請求する出願人又は工業所有権の所有者は、正当な理由を付した証拠を提出した場合又は当該期限の不遵守が出願の拒絶、その他の権利の失効若しくは喪失という直接的な結果をもたらす場合には、権利回復の請求を提出することができる。

権利回復の請求は、次の 2 の期限の何れかまでに工業所有権庁に提出しなければならない。

- ・当該行為に適用される期限を遵守できなかった原因が除去された日から起算する 2 月の期間
- ・当該行為について設定された期限の満了日から起算して、権利維持に必要な手数料の不納付に関連する請求書の提出日から起算して、又は本法に規定される猶予期間の満了日から起算して、12 月の期間

ただし、次を遵守しなかった場合には、権利回復の請求の対象とすることはできない。

- ・手続の継続又は権利回復の請求が既に提出されている期限
- ・意匠又は標章の登録更新に必要な手数料の納付期限
- ・第 148.2 条及び第 148.5 条に従う、異議申立手続に関連する期限
- ・第 8 条、第 14.2 条及び第 14.3 条に規定される期限の 1

本条の規定の適用条件は規則により決定される。

第 15 条

本法の適用から生じる如何なる紛争も、本法に定められた刑事訴訟及び行政的手続決定を除いて、専ら商事裁判所により審理されるものとする。

第 II 編 発明特許

第 I 章 適用範囲

第 16 条

如何なる工業所有権も工業所有権庁の責によりあらゆる発明に対しても与えることができる。当該権利は当該発明を実施する排他権をその所有者又は権原承継人に付与する。工業所有権に対する権原は、第 18 条の規定に従うことを条件として、発明者又はその権原承継人に帰属する。複数の者が相互に独立して発明をした場合は、工業所有権に対する権原は出願の最先の日付を立証できる者に帰属する。

第 17 条

発明を保護する工業所有権は、発明特許であり、当該出願の出願日から 20 年間の保護が与えられる。

第 17.1 条

第 17 条に基づく規定に拘らず、発明特許の保護期間は、第 42 条に基づく規定に従うことを条件として、特許証が工業所有権庁への特許出願の出願日から 4 年後に交付された場合は、下記第 2 段落の規定に従い延長される。

特許の期間延長は、上記第 1 段落に基づいて記載された 4 年間の満了日と前記特許証の実際の交付日との間に徒過した日数に等しいものとする。

出願人の責による遅延は、上記の日数から差し引かれる。

特許の保護期間延長の掲載は、国家特許登録簿に登録される。

第 17.2 条

第 17 条に基づく規定に拘らず、医療品の発明特許の保護期間は、それが医薬品である限り、現行の関係法令及び規則に従い医薬品認可の対象になるべきものであるが、特許所有者又はその代理人の請求により、適切な手数料の納付後、医薬品認可の付与について所定期限の到来日とその実際の発給日との間に徒過した日数に等しい期間について延長される。

第 1 段落にいう延長申請は、それが医薬品である限り当該製品が上記医薬品認可の対象となった日から 2 月以内に工業所有権庁に特許所有者又はその代理人により提出されなければならない。上記第 1 段落記載の延長申請の提出手続は、規則により定められる。

第 17.3 条

第 17.2 条第 1 段落にいう保護期間の延長は、特許保護の法定期間の満了時に 2 年半を超えない期間有効となる。特許保護期間の延長は、工業所有権庁により作成され、かつ、出願人又はその代理人に交付された証明書に従うことを条件とする。この延長の掲載は国家特許登録簿に登録される。この証明書は特許により付与されたものと同じの権利を付与し、同様な限定及び義務に従うことを条件とする。

第 17.4 条

第 17.3 条第 2 段落に記載の特許期間の延長の証明書は、第 17.2 条第 1 段落にいう延長申請の提出日に、次の場合にのみ交付される。

- a. 製品について、それが医薬品である限り期限切れ前の特許により保護されている場合
- b. 製品について、それが医薬品である限り現行の法令及び規則に従い期限切れ前の医薬品認可の対象になっている場合
- c. 製品について、いまだ延長証明書の対象になっておらず、かつ(b)にいう認可が最初の販売認可である場合

期限切れ前の特許により付与された保護の限度内で、第 17.3 条第 2 段落にいう証明書により付与された保護は、医薬品認可の対象となる製品のみに及ぶ。

第 50 条に基づく規定は、特許の存続期間延長の証明書に適用する。

第 17.5 条

第 17.3 条第 2 段落にいう証明書は、次の場合は有効でないものとする。

- a. 所有者がそれを放棄する場合
- b. 所有者が第 82 条に従い適切な手数料を納付しない場合
- c. 一時的又は恒久的な医薬品認可の取下により、前記証明書に包含された製品が最早認可されていない期間内の場合

第 17.6 条

第 17.3 条第 2 段落にいう証明書は、次の場合は無効とする。

- a. 所有者が第 82 条に従い適切な手数料を納付しなかった場合
- b. 証明書の関係する特許が無効である又は証明書が交付された対象の製品が当該特許クレームによりもはや保護されていないように限定されている場合

第 18 条

発明者が俸給従業者である場合において、当該俸給従業者にとり更に有利な何らかの契約条項を欠くときは、工業所有権に対する権利は、次の規定に従い定義される。

- a. 俸給従業者がその者の効果的職務に該当する発明的使命を含む労働契約履行上又はその者に明示的に委任されていた調査及び研究の履行上行った発明。当該発明の発明者である俸給従業者が追加の報酬を受すべき条件は、包括的合意及び個別的雇用契約により決定される。

追加の報酬に関する如何なる紛争も裁判所に付託される。

- b. その他すべての発明は俸給従業者に帰属する。ただし、発明が俸給従業者によりその者の職務の履行中に若しくは会社の活動分野において行われ、又は会社の技術若しくは特定的手段又は会社の取得したデータを知得若しくは使用を理由として、俸給従業者が発明を行った場合は、当該俸給従業者は宣言書を配達通知付き書留郵便にてその者の使用者に直ちにその旨を通知しなければならない。

複数の発明者が存在する場合は、当該全発明者又はそれらの者の一部のみによる合同宣言書を作成することができる。宣言書の内容は、規則により定める。

使用者は、上記の宣言書の受領日から6月以内に工業所有権庁に特許出願を出願することにより、その者の従業者により行われた発明から発生する権利のすべて又は一部の所有権又は享有を主張することができる。ただし、使用者が前記の期間中に特許出願を出願しなかった場合は、発明は逆に当然の権利として俸給従業者に帰属する。

俸給従業者は、当事者間に合意がない場合は、裁判所により判示される公正な対価を取得する権原を有する。裁判所は、特に、使用者又は俸給従業者から供給を受けることができるすべての要素について、それらの何れかの者の当初の貢献並びに発明の工業的及び商業的有用性の双方について職務としての公正な対価を算定するため、考慮する。

c. 使用者及び俸給従業者は、発明に関するすべての関係情報を交信する。それらの者は、本編に基づいて付与された権利の行使を全部又は一部について危うくすることになる如何なる開示も避けるものとする。

俸給従業者により行われた発明に関する俸給従業者とその使用者との如何なる合意も書面で記録されるものとし、違反すれば無効となることを免れない。

第19条

工業所有権付与の出願が発明者若しくはその権原承継人から不法に取得した発明について又は法令若しくは契約上の義務に違反して行われた場合は、被害当事者は付与された権原の所有権を裁判所において主張することができる。

所有権を主張する訴訟は、第58条第1段落にいう国家特許登録簿における当該権限の登録から3年後には提起できない。ただし、当該権原の付与又は取得時に悪意があった場合は、時効となる期限は当該権原の終了から3年とする。

第20条

発明者は、俸給受取者か否かに拘らず、特許証にはその旨記名されるものとする。その者はまたその旨の身分証明に異議を申し立てることができる。

第21条

発明は、製品、方法又は先行技術において未知の成果を達成するため既知の手段の何らか新たな応用若しくは組合せに関係することができる。

発明はまた、すべての種類の医療化合物、医薬品又は治療に関係することができ、それらを得るため役立つ方法及び装置を含めることができる。

第22条

新規であり、進歩性を含み、かつ、産業上の利用可能性を有する発明は、特許を受けることができる。

第23条

次のものは、第22条の意味における発明とはみなされない。

1. 発見，科学的理論及び数学的方法
2. 審美的創造物
3. 情報の提示
4. 知的活動，ゲーム，経済・事業活動のための計画，規則，方法及びコンピュータ・プログラム又はソフトウェア。ただし，特許性のある発明には，コンピュータ，コンピュータ・ネットワーク，その他のプログラム可能な装置，コンピュータ・プログラム又はコンピュータ・プログラムによって全体的又は部分的に実現される機能の使用を伴う発明が含まれ，これらの発明が進歩性を伴うには，コンピュータ実装発明が技術的貢献を有する必要がある。

本条の規定は，特許出願又は特許がそれ自体で該当する本条に列記した要素の1要素に関係する範囲においてのみ特許性を除外するものとする。

第24条

次のものは，特許とすることができない。

- a. 公共の秩序又は善良の風俗に反することになる発明
- b. 人体又は動物に使用される診断方法，治療方法及び手術方法。これらの方法に使用される製品，特に物質又は組成物には適用されない。
- c. 植物若しくは動物の品種又は本質的に植物若しくは動物を生産するための生物学的方法。本規定は，微生物学的方法及びその製品には適用されない，

第25条

上記第24条(c)の適用除外により，植物又は動物の新品種に関する発明は，その目的が以下の場合に特許を受けることができる：

- a. 技術的方法によってその植物品種又は動物品種から単離される生物学的材料；
- b. 植物又は動物の発明は，所定の植物又は動物の品種に当該発明の技術的実現可能性が限定されない場合には，特許可能である；
- c. 植物品種の保護に関する現行法に従い，植物品種証明書の申請の対象となっていない新しい植物品種。

第26条

発明が技術水準の一部ではない場合，発明は新規であるとみなされる。

技術水準は，モロッコにおける特許出願日又は外国において出願された特許出願であつてその優先権が有効に主張されるものの出願日よりも前に，書面若しくは口頭による説明，使用又はその他の手段によって公衆の閲覧に供されているすべてのものからなる。さらに，モロッコにおいて出願された特許出願のうち，出願日が第2段落にいう日よりも前であり，かつ，その日以降に公開された特許出願の内容は，技術水準に含まれるものとみなされる。

第2段落及び第3段落は，第24条第1段落(b)にいう方法の実施のために技術水準に含まれる物質又は組成物の特許性を除外しない。ただし，これらの方法の何れかに対するその用途が技術水準に含まれないことを条件とする。

第2段落及び第3段落はまた，第24条(b)にいう方法における特定の用途のための第4

段落にいう物質又は組成物の特許性を除外しない。ただし、当該用途が技術水準に含まれないことを条件とする。

第 27 条

第 26 条の規定に拘らず、発明の開示は、次の場合には考慮されない。

- (1) それは特許出願の出願日前 12 月以内に開示が行われたが、特許出願人から既に行われ、委任され又は取得したものである場合
- (2) 出願人又はその権原の前任者に対する明白な濫用からの直接的又は間接的な結果である先行発明についての特許出願の出願日後の公告の結果である場合
- (3) 当該発明が出願人又はその権原の前任者により最初に、工業所有権保護に関する国際同盟の加盟諸国の 1 国の領域において開催された公式若しくは公認の国際博覧会において当該発明を展示していた事実を考慮した場合

ただし、この場合は、当該発明の開示については、出願時にこれを宣言していなければならない。

第 28 条

当該技術の熟練者にとって自明でない場合には、当該発明は進歩性を有するものとみなされる。

技術水準に上記第 26 条第 3 段落の文献が含まれる場合は、進歩性の評価において考慮されない。

第 29 条

発明は、立証可能で、実質的でかつ信用できる用途を提示する場合は、産業上の利用性可能性があるものとみなされる。

第 II 章 特許出願の出願及び処理

第 I 節 特許出願

第 30 条

発明特許出願は、出願人又はその代理人が工業所有権庁に請求することにより行う。この出願により、出願日から 1 月以内に出願手数料及び調査手数料を納付しなければならない。上記期間内に必要な手数料を納付しなかった場合、発明特許出願は取り下げられたものとみなされる。

第 31 条

発明特許出願を行うには、ファイルに以下を添付しなければならない。

- a. 規則で定める内容の発明特許出願様式
- b. 1 の発明を構成すると思われる、発明の明細書若しくは明細書の一部及び／又は、閲覧可能であれば、先に出願された出願への言及。この明細書は、出願時、如何なる言語でも提出できる。
- c. 1 又は複数のクレーム

d. 明細書又は特許クレームが参照する図面

e. 要約書

特許出願日は、出願人又はその代理人が(a)及び(b)に規定する書類を提出した日である。当該書類を含まない特許出願ファイルは認められない。

特許出願ファイルが(a)及び(b)にいう書類を含む場合、(a)に規定する特許出願は、第58条第1段落にいう国家特許登録簿に出願日及び出願番号を付して登録される。

以下は規則で定められる。

- ・ 手続及び(a)にいう書類に添付すべき事項
- ・ (b)にいう書類への言及及び閲覧の適用条件

第32条

出願日において、特許出願ファイルに第31条(a)及び(b)にいう書類に添付すべき1又は複数の事項が含まれていない場合には、出願人又はその代理人は、第8条第2段落の規定に従うことを条件として、ファイルの不備を解消するために出願日から3月の期間を有する。

このように期間内に補完された出願ファイルは、当初の出願日を保持する。

本条に規定する期間内に補完されなかった発明特許出願は、取り下げられたものとみなされる。

第33条

第31条第2段落及び第4段落にいう要素が提出された日付を確証する受領書は、出願の提出後、直ちに発明人又はその代理人に発行される。

第34条

発明の明細書は、次のものを含む。

1. 発明が関係する技術分野の表示
2. 発明を理解するため有用とみなされる可能性がある場合は、出願人の知る先行技術の陳述
3. 技術的課題及び提供された解決が理解できるようクレームにおいて特徴付けられた発明の説明。適切な場合は、従来技術との関係での発明の長所を記載する。
4. 図面がある場合は図面の簡潔な説明
5. 発明の実施の少なくとも1方法の詳細説明。当該説明には通常は例示及び図面への参照を添えなければならない。
6. 明細書又は発明の性質から産業上の利用可能性が明白でない場合は、当該発明が産業上、利用可能である態様の記載。

発明の説明は、出願日において発明者が知る発明を、当該技術の熟練者が過度な実験をすることなく実施できるようにするために、発明を十分に明確かつ完全に記載しなければならない。

発明が公に入手不能な微生物の利用に拘わる場合、当該説明は、当該微生物が認定機関に寄託されている場合に限り、発明が適切に開示されているとみなす。本項の適用条件

は規則で定める。

第 35 条

クレームは、発明の技術的特徴を記載することにより保護を求める事項を定義する。クレームは、発明の技術的特徴を表現するため絶対必要な場合を除いて、説明又は図面への参照をすることができない。

クレームは説明によって裏付けられた明確かつ簡潔でなければならない。

クレームされた発明が、情報によって十分に開示されている、とは当該情報を特許発明の出願日に出願人がクレームされた当該発明を保有していたことを当該技術の熟練者に合理的に示し得た場合である。

第 36 条

要約は発明の技術的内容を構成するものであり、専ら情報提供の目的で作成されるものとする。要約を他の目的、特にクレームの権利範囲及び新規性を評価するために考慮してはならない。

説明は、発明の主題を特徴づけるものとする。それは、発明の技術的特徴を明白かつ簡潔に示すものとし、何らかの空想的名称を含めてはならない。

第 37 条

出願は次のものを含むことができない。

1. その公告又は実施が公共の秩序又は善良の風俗に反することになる何らかの要素又は図面
2. 他人の商品若しくは方法又は他人の特許出願若しくは特許の長所若しくは有効性に関して名誉を毀損する陳述。技術水準との単純な比較は、それ自体では名誉毀損とはみなされない。
3. 発明の説明とは明白に異質である要素

出願には、制限、条件又は留保の何れも含むことができない。

第 38 条

特許出願は 1 発明のみに関係する又は単一の発明概念を形成するように連結された 1 群の発明に関係するものとする。

第 38.1 条

発明特許付与に必要な手数料を納付する前に、出願人又はその代理人は、自らの発意により、当初の特許出願を分割し、又は限定することができる。

発明特許出願が第 38 条の規定を満たさない場合、工業所有権庁は、出願人又はその代理人に対し、当初の発明特許出願を分割又は限定するよう求めるものとする。出願人又はその代理人は、出願を分割するために通知の日から 3 月の期間を有する。

第 38.2 条

分割出願は、先の出願の出願時の内容を超えない事項についてのみ行うことができる。

分割出願は出願日及び適切な場合は先の出願の優先日を保持し、同一の要件及び手続に従うことを条件とする。

第 39 条

特許の付与前に、かつ、理由を付した請求により、出願人又はその代理人は、提出済の要素及び書類において発見された言語上又は翻訳上の誤記及び重大な誤記の補正を請求することができる。

当該補正請求が説明、クレーム又は図面に関係する場合、補正は他の文言又は謄写が出願人により意図されていた筈がないことが明白な場合にのみ許可されるものとする。

本条第 1 段落にいう補正請求は、書面で提出し、請求する補正の主題を含むものとする。

補正請求に関する決定は、当該請求の日から 15 日以内に工業所有権庁により行われる。

第 40 条

特許出願の所有者又は特別の権限を所有するその代理人は、出願の出願日から、かつ、特許付与の日前に、次の規定に従うことを条件として、宣言書によりその者の出願を取り下げることができる。

- a. ライセンス又は抵当に基づく物的所有権が第 58 条第 1 段落にいう国家特許登録簿に登録されている場合は、取下宣言はそれに当該権利の所有者の同意書が添付されている場合にのみ受理可能とされる。
- b. 特許出願が共有されている場合は、出願の取下は共有者全員の請求によつてのみ行うことができる。

出願取下の通知は、工業所有権庁により第 58 条第 1 段落にいう国家特許登録簿に登録される。

第 41 条

次の特許出願は、一部又は全部を拒絶する。

1. 第 23 条に基づいて発明とみなされない場合
2. 第 24 条に基づいて特許とすることができない場合
3. 第 26 条及び第 28 条に基づいて新規性又は進歩性が明白に欠如する場合
4. 第 29 条に基づいて産業上の利用可能性を有する発明とはみなされない場合
5. 第 38.1 条に基づいて分割又は限定されなかった場合
6. 第 43.1 条第 3 段落の規定に準拠しない場合

特許出願の一部に係わる拒絶理由である場合、対応するクレームのみが拒絶される。

上記第 37 条の規定に出願の一部が違反する場合、対応する明細書及び図面に該当する部分を削除しなければならない。

特許出願の拒絶は、理由を付し、かつ、配達通知付き書留郵便により出願人又はその代理人に通知する者とする。当該拒絶通知は、第 58 条第 1 段落にいう国家特許登録簿に登録される。

第 42 条

国防上の要請により、特許出願の対象となる発明の開示及び実施が恒久的又は一時的に禁止されることがある。

このため、如何なる発明特許出願も、当該出願の出願日から 30 日間は、工業所有権庁の施設内において、国防行政を担当する政府当局が秘密保持の上で照会することができる。

発明特許出願の出願日から 5 月以内に、国防行政を担当する政府当局は、当該出願の開示及び実施の恒久的又は一時的な禁止を決定し、その決定を、通商産業行政を担当する政府当局及び工業所有権庁に通知しなければならない。

開示及び実施を恒久的に禁止する決定の対象となった発明の特許出願は、公開することができず、第 43 条から第 48 条までに規定する手続を行うことができない。

前記の 5 月の期間内に一時的な禁止の決定がなされ、かつ、第 44 条第 1 段落に規定する 18 月の期間内に最終的な恒久的禁止の決定がなされなかった場合は、第 43 条から第 48 条までの手続が行われる。

工業所有権庁は本条に基づいて行われた如何なる決定についても書面で出願人又はその代理人に通知しなければならない。

発明を開示し、かつ、実施することの最終的又は暫定的禁止は、当該出願の 1 若しくは複数の所有者又はそれらの代理人との協定により定められるべき補償を発生させる。

補償に関する如何なる紛争もラバトの行政裁判所により審理されるものとする。

第 43 条

工業所有権庁は、予備調査報告書を作成し、クレームに基づいて、明細書及びある場合は図面を考慮し、特許出願に係る発明の特許性に関する意見を記載しなければならない。

予備調査報告書が作成されると、工業所有権庁が要約書の最終的な内容及び発明の名称を決定する。

特許性に関する意見を含む予備調査報告書の内容及びその作成方法は、規則によって決定される。

第 43.1 条

予備調査報告書及び特許性に関する意見が作成され次第、最終的に採用された発明の名称及び要約書とともに出願人又はその代理人に通知する。

出願人は、特許性に関する意見を伴う予備調査報告書の通知の日から 3 月の期間内に、クレームを補正し、適切な場合は、維持されたクレームを支持する意見書を提出することができる。

発明の主題が出願時の特許出願の内容を超えるようにクレームを補正することはできない。

第 43.2 条

最終調査報告書は、予備調査報告書に基づき、場合により、提出された最終的なクレーム、維持されたクレームを支持して提出された出願人の意見書及び第三者の意見書を考

慮して作成される。

第 44 条

拒絶されなかった又は取り下げられなかった如何なる発明特許出願も、出願日から又は 1 若しくは複数の優先権が主張されている場合には最先の優先日から 18 月の期間が経過した後公開される。

発明特許出願の公開には、出願時の又は場合により補正された明細書、クレーム及び必要な場合は図面並びに最終的に採用された要約書及び特許性に関する意見を付した予備調査報告書が含まれる。予備報告書及び要約書が出願と同一の日に公開されない場合には、別個に公開される。

この公開によって出願人は一時的に第 51 条に規定する保護を受ける。

出願の公開への言及は、第 89 条にいう登録公報に掲載される。

第 45 条

特許出願の 1 若しくは複数の所有者又はその代理人のみが、発明特許の登録前にかつ書面による請求があった場合に、発明特許の公認謄本を入手することができる。

第 II 節 特許付与

第 46 条

第 44 条第 1 段落に定められた 18 月が徒過し、所要の手数料が納付された後に、上記第 14.3 条及び第 41 条に従い、工業所有権庁は発明特許を公開する。

特許は、規則により定められた暦及び周期に従い、対応する出願の出願日を基礎として付与される。

第 47 条

工業所有権庁は、説明、最終クレーム、必要があれば図面及び特許性に関する意見を付した最終調査報告書を含む登録発明特許を公告する。出願人又はその代理人の請求により、工業所有権庁は発明特許の登録証を当該出願人に発行する。

第 48 条

特許番号及び付与日は、第 58 条第 1 段落にいう国家特許登録簿に登録される。

第 49 条

特許発明の出願公開後又は登録後、利害関係人は、書面により請求により、当該出願又は特許発明の複写を入手することができる。

第 50 条

特許発明が登録されたことを確認する文献は、第 83 条にいう登録公報に発行される。

第 III 節 特許出願及び登録特許の有効化 (Validaition)

第 50.1 条

規則によって指定された国又は国家共同体の特許庁(以下、審査機関という)からの発明特許出願及び発明特許は、下記の各条の規定に従うことを条件として、出願人の請求により、モロッコの工業所有権庁に提出された発明特許出願又は発明特許と同一の効果を生じ、かつ、同一の条件に従う。

第 50.2 条

有効化請求は審査機関に行わなければならない。この請求は必要な手数料の納付を条件とする。

出願日から起算して、又は優先権が主張されている場合には最先の優先日から起算して、18 月の期間が経過した後、工業所有権庁は、審査機関により第 1 段落にいう必要な手数料の納付について通知を受けた後、遅滞なく、有効化請求を公告しなければならない。

第 50.3 条

工業所有権庁は、出願人又はその代理人の請求により、必要な手数料の納付後、審査機関に提出した特許出願のクレームをアラビア語又はフランス語で公開しなければならない。

第 44 条に従ったこれらのクレームの公開は、当該出願に第 51 条に規定する保護を一時的に与える。この保護は、有効化請求が取り下げられた若しくは取り下げられたものとみなされた場合又は特許出願が審査機関によって拒絶された場合には、直ちに効力を失う。

第 50.4 条

本法に規定する保護を取得するために、所有者又はその代理人は、審査機関が発行した特許の公告の日から起算して 3 月以内に、アラビア語又はフランス語によるクレームを工業所有権庁に提出し、必要な手数料を納付しなければならない。翻訳された言語による出願又は特許が、審査機関における手続の言語による当該出願又は特許によって提供される保護よりも広範でない保護を提供する場合には、審査機関における手続の言語が考慮される無効訴訟の場合を除き、第 1 段落に記載の翻訳文が支持される。

工業所有権庁は、第 1 段落にいう有効化された発明特許のクレームを公告する。

有効化された発明特許が審査機関の下での係属中に取り消された場合、第 1 段落に掲げた保護は当初からの効力を有しない。

第 50.5 条

有効化された発明特許を有効に維持するために必要な手数料は、第 82 条に従い、工業所有権庁に納付される。

第 III 章 特許から発生する権利

第 I 節 排他的実施権

第 51 条

特許出願又は特許から発生する権利は、出願日から発効し、それらの権利又はその者の権原承継人に第 16 条第 1 段落にいう排他的実施権を付与する。

第 52 条

特許により付与される保護の範囲は、クレームの用語により決定される。ただし、明細書及び図面がクレームを解釈するため使用される。

特許の主題が方法である場合は、特許により付与される保護は、当該方法により直接得られた製品にまで及ぶ。

第 53 条

次の事項は、特許の所有者の同意がある場合を除いて、禁止する。

- a. 特許の主題である製品を製造し、提供し、市販し、若しくは使用すること、又はそのような目的で製品を輸入し若しくは貯蔵すること
- b. 特許の主題である方法を使用すること、又は特許の所有者の同意なしには当該方法の使用が禁止されていることについて第三者が知り若しくは情勢下で明白なときに当該方法をモロッコ領域で提供すること
- c. 特許の主題である方法により直接得られた製品を提供し、市販し、若しくは使用すること又は当該目的で輸入し若しくは貯蔵すること

第 54 条

特許所有者の同意がある場合を除いて、第三者が当該方法について当該発明の実施に適し、かつ、それを意図したものであることを知り又は状況から明白な場合において、その必須の要素に関する発明をモロッコの領域において実施する手段を当該発明特許に基づき実施する権原を有する者以外の者に対してモロッコの領域にて供給すること又は供給を申し出ることにもまた禁止される。

前段落の規定は、第三者が第 53 条により禁止されている行為を受給者に行うよう勧誘した場合を除いて、実施の手段が一般的市販品である場合は、適用しない。

第 55 条にいう行為を実行する者は、上記第 1 段落の意味における発明を実施する権原を有する者とはみなされない。

第 55 条

特許により付与された権利は、次のものには及ばない。

- a. 私的に又は非商業的目的でなされた行為
- b. 発明特許の主題に関係する実験目的でなされた行為
- c. 薬局において医薬処方に従い個別症例についての即座の処方又はそのように処方された医薬品に関する行為
- d. 医薬品の販売認可を得るために必要な調査及び治験、並びに、これら調査及び治験

を実施するため及び認可を得るための書類

- e. 製品が特許権者により又はその明示の同意を得てモロッコにおいて市販された後に特許により保護された製品に関してモロッコ領域において実施された行為
- f. モロッコの領域又は領海に臨時に又は偶発的に入った、所有権の保護に関する国際同盟の構成国の航空機、陸上車両又は船舶の上での特許済主題の使用
- g 出願の出願日又は優先権が主張された場合は優先日に、善意で発明を使用していたか又はそれを使用するため実効的な準備をしていた者により実行された行為であつて、当該行為が従前の効果的若しくは予定の使用からそれらの性質若しくは目的から異ならない程度のもの。前使用者の権利は、事業とともにでなければ、移転させることができない。

第 II 節 権利の譲渡及び喪失

第 I 款 総則

第 56 条

特許出願又は特許から発生する権利は、全部又は一部について、譲渡できる。

それらは、全部又は一部について、発明を実施する排他的若しくは非排他的ライセンス又は抵当権設定の対象とする。

特許出願又は特許により付与される権利は、前段落に基づいてその者のライセンスに課された制限を侵害する実施権者に対して主張することができる。

第 19 条の規定に従うことを条件として、本条第 1 段落にいう権利の譲渡は、譲渡の日前に第三者により取得された権利には影響を与えない。

上記最初の 2 段落にいう譲渡又はライセンス許諾を含む行為は、書面で記録しなければ効力を生じない。

第 57 条

契約上の規定がない場合は、ライセンス許諾契約締結の日後に特許権者又はその者の権原承継人に対してその後許諾することができたライセンスの主題である特許の関する補充的証明書を実施権者は自動的に享受することができる。

同様に、特許権者又はその者の権原の承継人は、その後実施権者にライセンス許諾契約締結の日から許諾することができる特許の関する補充的証明書の利益を享受する。

第 58 条

特許出願又は特許から発生する権利について譲渡し、補正し、又は影響を及ぼすすべての行為は、「国家特許登録簿」として知られ、かつ、工業所有権庁により保管される登録簿に登録されたときに限り、第三者に対して主張することができる。

ただし、当該行為の日後に権利を取得したが当該権利の取得時にそれについて既に知っていた第三者に対しては、当該登録前に、訴えることができる。

特許出願の所有権及びそれから発生する権利の享受を変更する行為、例えば譲渡、ライセンス許諾、抵当権設定若しくは抵当権放棄、差押、差押の検証及び解除などは、当該行為の当事者の一方の請求により、登録することができる。

特許出願又は登録特許の所有者の名称及び住所の変更は「国家特許登録簿」に記録されなければならない。

確定した判決後の通知の登録のため、裁判所書記官は当該判決から15日以内に、本編に定められた保護に付随する権利の存在、範囲及び行使に関する決定の完全かつ無償の複写を工業所有権庁に送達する。

従うべき手続及び当該登録請求書に添付すべき要素は、規則により定められる。

第59条

如何なる関係人も国家特許登録簿からの抄本を入手することができる。

第II款 強制ライセンス

第60条

特許の付与から3年又は出願の出願日から4年の期間が満了し、かつ、第61条及び第62条に定められた条件に従うことを条件として、如何なる公的法人又は民間法人も特許に基づく強制ライセンスの付与を受けることができる。ただし、請求時に、特許の所有者又はその権原承継人が、次に挙げる適正な理由を欠くことを条件とする。

- a. モロッコ王国の領域において特許の主題である発明の実施を開始していたか又は実施のため実効的な準備をしていた者
- b. 特許の主題である製品をモロッコ市場の需要を満たすため十分な数量により市販していた者、又は
- c. 特許の実施又は販売が3年超の期間放置されていた場合

第61条

強制ライセンスの申請は、裁判所に行うものとする。それには申請者が条件及び期間について合理的な条件で特許の所有者から友好的にライセンスを取得できなかったこと及びその者が効率的に発明を実施できることを立証する証拠を添付しなければならない。

第62条

強制ライセンスは、非排他的のみとすることができる。

如何なる強制ライセンスも主としてモロッコ市場の供給のため付与される。

特に、その期間及びその適用分野に関しては、裁判所により規定される条件により付与され、それらはライセンスが付与されている目的及びそれに関し支払われるべきロイヤルティの額に限定される。それらのロイヤルティは、ライセンスの経済的価値を考慮して1件ごとに規定される。

それらの条件は、特許所有者又は実施権者の請求により、裁判所により修正することができる。

第63条

強制ライセンスの付与に至った状況が存在しなくなり、再発の虞がない場合は、実施のライセンスは、実施権者の正当な利益を十分保護することを条件として、取り下げることができる。裁判所は、それに権利を有する当事者の理由を付した請求により、当該状

況が引き続き存在するか否かを再検討することができる。

強制ライセンスの所有者側において当該ライセンスがその者に付与された条件に従わない場合、特許の所有者及び適切な場合は他の実施権者は裁判所に当該ライセンスを取り下げるよう請求することができる。

強制ライセンスから発生する権利の譲渡は、裁判所の許可がなければ効力を生じない。

第 64 条

本第 II 款の規定の適用を受けることになった如何なる最終的判決も裁判所から工業所有権庁に直ちに通知され、それは国家特許登録簿に登録される。

第 65 条

強制ライセンスの所有者は、友好的合意を欠く場合は、補充的証明書が第 60 条に定められた期限の到来前に付与されていたとしても、特許に関する補充的証明書に基づく強制ライセンスについては、第 60 条から第 62 条までにおいて定められた条件に基づいて、裁判所がこれを付与することができる。

第 66 条

特許により保護された発明が先の特許から発生する権利を侵害することなしには実施することができない場合において、当該先の特許の所有者が合理的条件及び商業的条件に基づくライセンスを拒絶するときは、後の特許の所有者は裁判所から第 60 条から第 62 条までに定められたものと同一条件に基づく強制ライセンスを次のただし書を付して取得することができる。

- a. 当該後の特許においてクレームされた発明が先の特許においてクレームされた発明に比して実質的な技術的進歩及び経済的利益を示していること
- b. 当該先の特許の所有者が当該後の特許においてクレームされた発明を使用するため合理的な条件に基づく相互的ライセンスの権原を有すること
- c. 当該先の特許に関するライセンスが後の特許がまた譲渡される場合にのみ譲渡可能であること

第 III 款 職権ライセンス

第 67 条

公共衛生上の利益が要求する場合において、医薬、医薬を得るための方法、当該医薬を得るのに必要な製品又は当該製品を製造するための方法について付与された特許については、当該医薬が不十分な数量若しくは品質又は異常な高価格で公衆の利用に供されているときは、これを職権により実施することができる。

職権による実施は、公衆衛生の管轄当局の請求により行政的行為により命令される。前項の規定は、モロッコ王国が正式に批准した国際協定に従い、製造能力がない国又は製造能力が不十分な国に輸出する予定の医薬品にも適用される。

第 68 条

第 67 条にいう行政的行為は特許の所有者に、適切な場合はライセンスの所有者に、か

つ、工業所有権庁に通知され、同庁は職権により国家特許登録簿に登録する。

第 69 条

特許の職権実施を命じる行政的行為の公示の日から、有資格者は「職権ライセンス」として知られる実施ライセンスの付与を請求することができる。

規則に規定の様式により申請するものとする。

職権ライセンスは、特にその期間及び適用分野に関し一定の条件に基づいて付与される。

当該ライセンスに基づくロイヤルティは当事者間で合意し、合意を欠く場合はそれらの額は裁判所が定める。

付与行為について当事者に対する通知の日から発効する。

当該行為は、国家特許登録簿に職権により登録される。

当該ライセンスは、非排他的のみとすることができる。職権ライセンスから発生する権利は、譲渡、移転又は譲渡抵当権の設定の何れもすることができない。

第 70 条

特許の所有者又はライセンスの所有者の何れかによるライセンス条項の改定は、当該ライセンス付与について規定された手続に基づいて決定され、かつ、公告される。

それらがロイヤルティの額に関係する場合は、それらは当該額の当初の設定について規定された手続に従い決定される。

ライセンスの所有者に課された義務の履行不能のため特許の所有者により請求されたライセンスの取下は、第 69 条にいう規制文言に定められた規定に従い行われるものとする。

第 71 条

管轄当局は、第 67 条にいう特許以外の特許の所有者に対して、国家経済の需要を満たすような方法によりそれらを実施するよう正式通知を発令することができる。

第 72 条

第 71 条に基づく正式通知を発令する決定は、特許の所有者及び適切な場合は国家特許登録簿に登録されたライセンスの所有者又はそれらの代理人に対して、理由の説明を付して通知される。

第 73 条

第 71 条にいう正式通知が通知の受領日から 1 年以内に有効とならない場合及び採られた実施の不足又は不十分な数量若しくは品質が経済的発展及び公共の利益を深刻に害する場合は、正式通知の主題である特許については、職権によりこれを実施することができる。

職権による実施は、行政的行為により決定される。

上記第 1 段落にいう 1 年間は、特許の所有者が国家経済の要求に適合する適正な理由についての証拠を提供できる場合は、管轄行政当局の行政的行為により延長することができる。

きる。

前段落にいう追加期間は、1年の期間の満了日に始まる。当該期間を付与する決定は、正式通知を行う決定について規定された手続及び様式に従い行われ、かつ、通知される。

第74条

特許の職権による実施が第73条第1段落及び第2段落の規定に基づいて適用される場合は、第68条から第70条までの規定を適用する。

第75条

国は、その国防の必要性に応じて、特許出願又は特許の主題である発明を実施するライセンスについては、その実施が国自体で行われるか又はその代理であるかを問わず、何時でも、これを職権により取得することができる。

職権ライセンスは、国防省の請求により、行政的行為により付与される。

当該行為は、ライセンスの条件を定めるが、その対価として支払われるべきロイヤルティの額に関する条件は除外される。

当該ライセンスは、職権ライセンスの請求日に発効する。

特許所有者と関係行政当局の間の友好的な合意を欠く場合は、当該ロイヤルティの額は、ラバトの行政裁判所により定められるものとする。

第IV款 差押

第76条

特許の差押は、法廷内の裁判長による発令を基礎として行われ、特許の所有者、工業所有権庁及び特許に権利を所有する何人にも通知される。

差押の結果、特許から発生する権利に対するその後の変更は、差押を行う債権者に対して一切適用することができない。

当該差押を発効するためには、強制執行債権者は、差押命令から15日以内に当該差押の検証を求め、かつ、当該特許を売却する目的で、訴訟を提起しなければならない。

第V款 特許の共有

第77条

第80条の規定に従うことを条件として、特許出願の共有又は特許の共有は、次の規定による。

- a. 各共有者は、発明を自身で実施しない他の共有者全員又はライセンスを付与していない他の共有者全員に対して衡平に補償することを条件として、自己の利益のために発明を実施することができる。友好的な合意を欠く場合は、当該補償は裁判所により定められるものとする。
- b. 各共有者は、自己の排他的利益のために侵害訴訟を提起することができる。侵害訴訟については他の共有者全員に通知されるものとする。判決は、当該通知が立証されるまで、延期される。
- c. 各共有者は、自身で発明を実施しない他の共有者全員又はライセンスを付与してい

ない他の共有者全員に対して衡平な補償を行うことを条件として、自己の利益のために非排他的ライセンスを第三者に対して付与することができる。友好的な合意を欠く場合は、当該補償は裁判所により定める。

ただし、ライセンス許諾契約草案については、明記した価格での移転の申出を添えて他の共有者全員に対してこれを通知しなければならない。

当該通知から3月以内に、当該共有者の何人も、その者がライセンスの付与を希望する共有者の持分を取得する条件で、ライセンスの付与に反対することができる。

上記に規定された期限内に合意を欠く場合は、価格は裁判所により定められるものとする。

価格について合意を欠く場合は、当該価格は、裁判所により定められるものとする。当事者は、支払を要することがある損害賠償を害することなく、共有持分の売却又は購入の取下検討のため判決の通知から30日間の猶予期間を有する。諸費用は権利放棄当事者の負担とする。

d. 排他的ライセンスについては、共有者全員の合意又は裁判所の許可によってのみ、これを付与することができる。

e. 各共有者は、何時でも、自己の持分を譲渡することができる。共有者は意図された譲渡の通知から3月間は先買権を有する。価格について合意を欠く場合は、当該価格は、裁判所により定められるものとする。当事者は、支払を要することがある損害賠償を害することなく、当初の共有持分の売却又は購入の取下検討のため、判決の通知から30日間の猶予期間を有する。諸費用は権利放棄当事者の負担とする。

第78条

DOC第960条から第981条までの規定は、特許出願の共有又は特許の共有には適用しない。

第79条

特許出願又は特許の共有者は、他の共有者に対してそれらの者の有利となるよう自己の持分を譲渡する旨通知することができる。国家特許登録簿への当該譲渡の登録日に、当該共有者は、他の共有者が当該譲渡を受諾する場合はそれらの者に対する義務をすべて免れる。残存共有者は、別段の合意がある場合を除いて、共有財産におけるそれらの者の権利に比例して、譲渡された持分を分割する。

第80条

第77条から第79条までの規定は、別段の合意がない場合は、適用する。

共有者は、共有契約から、何時でも同契約により、離脱することができる。

第VI款 雑則

第81条

本編に基づいて保護された特許から発生する排他的実施権は、その有効期間の満了時に終了する。

発明全体又は特許クレームの1又は複数に関する実施権はその所有者により何時でも放

棄することができる。

放棄は、特許所有者又はその代理人により宣言書により行われる。後者の場合は、放棄についての特別委任状を当該宣言書に添付しなければならない。

特許が共有の主題である場合は、放棄については共有者全員による請求があるときのみ、これを行うことができる。

抵当権又はライセンスに基づく真の物権が国家特許登録簿に記入されている場合においては、放棄宣言書は当該権利所有者の同意書が添付されているときのみ、受理される。

放棄は、国家特許登録簿に記入される。それは当該登録の日に発効する。

第 82 条

その者の権利を維持する必要な手数料を所定の期限内に納付しなかった特許所有者は、それらの権利を喪失する。ただし、必要な手数料の納付は、それらの納付期日に始まる 6 月の追加期間中に、有効に行うことができる。

必要な手数料がそれらの納付期日に納付されない場合は、警告が、工業所有権庁による配達通知付き書留郵便により特許所有者又はその代理人に対して送達され、納付が前段落に規定された 6 月の満了前に行われなときはその者の権利が喪失する旨通知する。警告を欠いても工業所有権庁の義務を含むものではなく、また特許所有者の権利回復の理由も構成しないものとする。

第 83 条

第 82 条第 2 段落に規定された 6 月の期間満了時に必要な手数料を納付しなかった特許所有者は、その者の権利を喪失する。

第 84 条

喪失は、工業所有権庁により理由を付した決定書により記録され、規則により定められた様式により特許所有者又はその代理人に通知されるものとする。

喪失は、行われなかった納付が納付期日となった日に発効する。喪失を記録する決定通知は、国家特許登録簿に登録される。

ただし、特許所有者は、その者が所定の手数料の不納付について正当な理由を提出できる場合は、前段落にいう決定通知の受領日から 3 月以内に、権利の回復を求め工業所有権庁に不服申立を提出することができる。

権利の回復は、所定の手数料が前段落にいう 3 月間の満了前に納付されるべき条件で、工業所有権庁の決定書により付与することができる。

権利を回復する決定通知は、国家特許登録簿に登録され、それには所定の手数料が納付された日も注記される。権利回復の通知は特許所有者又はその代理人に通知される。

特許の喪失は、また当該特許に関係した如何なる補充的証明書の喪失も意味する。

第 85 条

特許は、利害関係人の請求により、次の場合は、裁判所が取消することができる。

- a. 第 28 条の意味において特許とすることができない場合
- b. 発明の明細書が当該技術の熟練者が十分に発明を実施できる程の方法で当該発明を開示していない場合
- c. 発明の主題が出願時の出願を超えて拡張されている場合
- d. クレームが求める保護の範囲を定義していない場合

取消理由が特許の一部のみについて関係する場合は、取消はクレームの対応する限定の方式により命令されるものとする。

第 86 条

取消訴訟は、如何なる利害関係人によっても提起することができる。

特許無効を確証する如何なる訴訟においても、公訴官は当事者として参加し、特許の絶対的無効を求める訴答を提出することができる。

公訴官は直接無効を取得するため主訴訟を提起することもできる。

第 87 条

所有者がその権利を喪失した発明特許及び特許が取消された発明は、他の如何なる特許出願にも主題となることができない。

第 88 条

補充的証明書は、第 85 条に従い取消された特許の場合を除き、補充的証明書が取消により影響を受けない場合において、それらからなる改良が発明を構成するときは、主特許と同時に終了する。

第 88.1 条

本章の規定は、本法第 II 章第 III 節に記載されている有効化特許に適用される。

第 IV 章 特許の公告

第 89 条

工業所有権庁は、登録公報を公告する。第 58 条第 1 段落にいう行為は、そこで示されるものとする。

第 III 編 集積回路の回路配置(トポグラフ)

第 I 章 適用範囲

第 90 条

本法の適用上、

－「集積回路の回路配置(トポグラフ)」とは、表現の如何に拘らず、その素子の少なくとも 1 が能動素子であり、集積回路の内部接続の一部若しくは全部の空間的配列又は製造を意図した集積回路用に準備された空間的配列を意味する。

－「集積回路」とは、その中の素子の少なくとも 1 が能動素子であり、集積回路の内部接続の一部又は全部が材料の一片中又は一片上に集積的に形成され、電子的機能を発揮することを意図された最終形態又は中間的形態での製品を意味する。

第 91 条

回路配置(トポグラフ)が創作者自身の知的努力の成果であり、それらの創作時に集積回路の創作者及び製造者の間でありふれたものでないとの意味で独自のものである集積回路の回路配置(トポグラフ)は、本法により規定された保護を享受する。

ありふれた素子及び内部接続の組合せからなる集積回路の回路配置(トポグラフ)は、全体として前段落にいう条件を満たす場合にのみ、保護される。

第 92 条

集積回路の回路配置(トポグラフ)に付与される保護は、回路配置(トポグラフ)に具体化された如何なる概念、方法、システム、技法又はコード化情報も除いて、集積回路の回路配置自体のみに適用する。

第 II 章 雑則

第 93 条

本法第 II 編第 II 章及び第 III 章の規定は、後記の特別規定に従うことを条件として、集積回路の回路配置(トポグラフ)に適用する。

第 94 条

集積回路の回路配置(トポグラフ)は、「集積回路の回路配置(トポグラフ)証明書」として知られる工業所有権の主題とすることができる。

集積回路の回路配置(トポグラフ)は、対応する出願の出願日から 10 年間保護される。

第 95 条

当該権原に対する権利は、第 18 条の規定に従うことを条件として、創作者又はその権原承継人に帰属する。

第 19 条及び第 20 条の規定は、集積回路の回路配置(トポグラフ)に適用する。

第 96 条

集積回路の回路配置(トポグラフ)についての証明書を求める出願には、集積回路の回路配置(トポグラフ)の写し又は図面及び当該集積回路が商業的に実施されていた場合は、当該集積回路の見本の写し又は図面を、当該集積回路が発揮することを意図されている電子的機能を定義する情報とともに、添付しなければならない。

第 97 条

第 96 条にいう出願については、回路配置がありふれたものである場合を除いて、当該回路配置が世界の何処かで商業的に最初に実施された後 2 年後は、これを行うことができない。

当該出願についてはまた、それが商業的に実施されていない場合は、当該集積回路の最終的又は中間的トポグラフィが最初に固定化又はコード化されて 15 年後は、如何なる場合でも、これを行うことができない。

第 98 条

第 96 条並びに本法第 II 編第 II 章第 1 節の規定に適合しない集積回路の回路配置(トポグラフ)証明書についての如何なる出願も拒絶される。

第 99 条

次の行為は、集積回路の回路配置(トポグラフ)における権利の所有者の同意を得ずに行われた場合は、禁止される。

- a. 集積回路への組み込みによるか否かを問わず、第 91 条にいう独創性の要件に適合しない何らかの部分複製する行為を除いて、保護された回路配置(トポグラフ)についてその全部又は何らかの部分複製する行為
- b. 保護された回路配置(トポグラフ)、保護された回路配置(トポグラフ)が組み込まれた集積回路又は当該集積回路を組み入れた物品(当該物品が違法に複製された回路配置を継続して含む範囲まで)についてであって、商業目的で、輸入し、販売し、又は流通さす行為

第 100 条

次の行為は、違法とはみなされない。

- a. 第 99 条にいう行為であって、私的目的又は専ら評価、分析、研究又は教授の目的で行われた場合
- b. 本法の規定に従い保護に適格な独特なトポグラフィの評価、分析又は研究を基礎とする創作
- c. 当該集積回路を取得する時に、当該行為を行い又は発注する者がそれは違法に複製された回路配置(トポグラフ)を組みこんでいたことを知らず又は知るべき合理的な理由を有さなかった場合は、違法に複製された回路配置を組み込んでいる集積回路に関する第 99 条にいう行為の何らかのもの又は当該集積回路を組み込んでいる物品の何らかのもの。当該人が当該回路配置は違法に複製されたものである旨十分に知らせる通知を受領し次第、当該人は自由に処分できる在庫品又はその時点前に発

注してあった在庫品に関する行為の如何なるものでも行うことができるが、自由に交渉されたライセンスに基づけば当該回路配置に必要となった筈である合理的なロイヤルティ相当額を権利所有者に対して支払う必要が生じることがある。

第 101 条

集積回路の回路配置(トポグラフ)に関してその創作から 15 年以内に証明書を出願しなかった場合は、当該出願は最早排他権を享受することができない。

第 102 条

関係人は何人も、第 91 条の意味において独創的でなく、かつ、第 97 条に定められた条件を満たさない集積回路の回路配置(トポグラフ)証明書の無効を確証するため裁判所に請求することができる。

第 103 条

如何なる関係人も、工業所有権庁により保管された「国家集積回路の回路配置(トポグラフ)証明書登録簿」として知られる登録簿に行われた登録に述べられている登録簿からの抄本を入手することができる。

第 IV 編 意匠及びひな形

第 I 章 適用範囲

第 104 条

本法の適用上、意匠とは、線又は色彩の集合を意味し、ひな形とは当該集合又は形状が工業的若しくは手芸的製品に特別の外観を与えることを条件として、線又は色彩と結合するか否かを問わず、何らかの空間的形状を意味する。

意匠又はひな形は、それに新規性を付与する明確かつ見分け可能な輪郭により又はそれに個別的若しくは新規な外観を与える 1 若しくは複数の外的効果により、類似の物品から異なるものとする。

第 105 条

意匠の出願日前、必要ならば立証された優先権主張日前に、広告又はその他の手段によって公衆に公開された意匠による物品と当該意匠との間に観察者に与える全体的な視覚的印象が異なる場合、当該意匠は新規性又は特定かつ新規な外観を示しているものとする。

意匠又はひな形は、その出願日に先立つ 12 月以内に工業所有権の保護に関する国際同盟の 1 国の領域において開催された公式又は公認の博覧会において最初に展示されたとの単純な事実によっては、公衆の利用に供されたものとはみなされない。

第 II 章 保護を受ける権利

第 106 条

意匠又はひな形の所有権は、それを創作した者又はその権原承継人に帰属する。ただし、

当該意匠又はひな形を出願した最初の者は、別段の反証がない限り、第 107 条の規定に従うことを条件として、創作者であると推定される。

第 107 条

第 18 条の規定は、意匠及びひな形に適用する。

第 108 条

同一の対象が特許を受けることができる発明であるとともに新規な意匠又はひな形とみなすことができる場合において、意匠又はひな形の新規性を構成する要素が発明のそれらから分割不能であるときは、当該物件は専ら特許に適用される規定に基づいて保護を受けることができる。

第 109 条

複数の者が集団的に意匠又はひな形を創作した場合は、法的保護を取得する権利は、集団的にそれらの者又はそれらの権原承継人に帰属する。ただし、創作的貢献をすること

なく意匠又はひな形の創作を助力したにすぎない者は、創作者又は共同創作者とはみなされない。

第 110 条

第 77 条から第 80 条までの規定は、意匠及びひな形に適用する。

第 111 条

他人の権利について不正に又は法令若しくは契約上の義務に違反して登録が出願されている場合において、その意匠について権利を有すると信ずる者は、訴訟手続によってその所有権を主張することができる。

出願人が悪意でない限り、当該訴訟は、第 126 条第 1 段落にいう国家意匠及びひな形登録簿に当該意匠が登録された日から 3 年後までに手続しなければならない。

第 112 条

適正に出願され、かつ、工業所有権庁により登録された意匠及びひな形は、それらの出願日から本法により付与された保護を享受する。

意匠及びひな形の登録に関しては、本編第 III 章に規定された条件に従い、かつ、基づいて出願され、かつ、登録された「意匠又はひな形登録証明書」として知られる工業所有権が確立されるものとする

第 113 条

本法により規定された保護は、公共の秩序若しくは善良の風俗に反する意匠又はひな形又は管轄当局からの使用許可のない第 135 条(a)にいうモロッコ又はパリ条約の他の加盟国の肖像、記号、略称、名称、勲章、紋章、硬貨、刻印並びに管理及び保証の公印を複製した意匠又はひな形には及ばないものとする。

第 III 章 意匠及びひな形の出願手続並びに登録

第 114 条

意匠又はひな形登録証明書の入手を希望する何人も、工業所有権庁に本章に定められた条件に従い適用可能な意匠又はひな形を提出しなければならない。当該出願は出願人又はその代理人により行うことができる。

意匠又はひな形登録証明書の入手を希望する何人も、工業所有権庁に本章に定められた条件に従い適用可能な意匠又はひな形を提出しなければならない。当該提出は出願人又はその代理人により行うことができる。

出願は、規則及び規定によって定められた要件及び手続に従って、電子的手段によって工業所有権庁に出願することができる。この場合、提出日は同庁の受理日とする。

意匠の国際分類が同一の分類に属する意匠であれば、1 出願に最大 1001 件の意匠をふくめることができる。

意匠又はひな形ファイルは、出願日に次のものを含める。

- a. 当該意匠又はひな形の主題を記載した意匠又はひな形を提出する出願書であって、その内容は規則により定められもの
 - b. 当該意匠又はひな形の図形複製若しくは写真複製 2 部及びそれに関する図形若しくは写真複製の一覧。当該複製には短文説明を添付することができる。複製の記載方法は規則により定められる。
 - c. 所定の手数料納付の証拠
- (a), (b) 及び (c) にいう要素を含まない意匠又はひな形ファイルは、実際の出願時には受理されない。
- 従うべき手続及び (a), (b) 及び (c) に添付されるべき要素は、規則により定められる。意匠及びひな形の出願書類が (a), (b) 及び (c) にいう要素を含む場合は、(a) に規定された意匠又はひな形は、第 126 条第 1 段落にいう国家意匠及びひな形登録簿に、日付及び番号とともに、出願の年月日付順に登録される。

第 114.1 条

出願人又はその代理人は、意匠の登録前に、かつ、必要な手数料を納付した後、当初の出願を分割することができる。

分割出願は当初の出願の出願日及び場合により優先日を享受し、同一の出願要件及び手続に従うことを条件とする。

当初の登録出願の分割は、当該出願の対象である意匠のみを含むことができる。

第 115 条

出願日に意匠又はひな形の出願書類が第 114 条 (a), (b) 及び (c) にいう書類に添付すべき 1 又は複数の要素であって、同条第 5 段落に従い規則により定められるべき要素が含まれていない場合は、出願人又はその代理人は当該出願書類の不備を補正するために出願日から 3 月の猶予期間を有するものとする。

所定期間内に是正されたファイルは、当初の出願日を維持することができる。

最終日が公休日又は非就業日である場合は、当該期間は次の就業日まで延長される。

第 116 条

第 114 条第 4 段落及び第 6 段落にいう要素が提出された日付を確認する受領書は、当該出願後直ちに出願人又はその代理人に発行される。

第 117 条

修正することができない出願済の意匠又はひな形の図形複製又は写真複製を除いて、意匠又はひな形の出願日から 3 月以内に、出願人又はその代理人は、提出された当該要素及び書類に示された何らかの実質的誤記とともに、複写上の言語の誤記又は錯誤の補正については、理由を付した請求により、これを求めることができる。

如何なる補正も上記期限を超えては一切行うことができない。

本条第 1 段落にいう補正請求は書面で提出し、かつ、求める補正の主題を含まなければならない。

第 117.1 条

意匠の登録出願の所有者又は特別の権限を有するその代理人は、出願日から意匠の登録日までに、次の規定に従うことを条件として、書面による陳述によってその出願の全部又は一部を取り下げることができる。

- a. 抵当権又はライセンスに基づく物権的所有権が第 126 条第 1 段落にいう国家意匠及びひな形登録簿に登録されている場合、取下宣言は、当該権利の所有者の同意がある場合にのみ認められる。
- b. 意匠の登録出願が共同所有である場合、出願の取下は、共同所有者全員が請求した場合にのみ認められる。

工業所有権庁は、取り下げられた出願を第 126 条第 1 段落にいう国家意匠及びひな形登録簿に登録しなければならない。

第 118 条

意匠又はひな形の出願の一部又は全部は、次の場合は拒絶される。

1. 第 104 条第 1 段落の規定に適合しない場合
2. 第 113 条の規定に適合しない場合

意匠又はひな形の出願の拒絶は、理由を付して、出願人又はその代理人に通知される。拒絶通知は、第 126 条第 1 段落にいう国家意匠及びひな形登録簿に登録される。

第 119 条

意匠又はひな形の出願が第 118 条の規定に基づく拒絶を受けない場合は、当該意匠又はひな形は工業所有権庁により事前の実体審査なしで登録される。

登録日は出願日とする。

出願は、第 126 条第 1 段落にいう国家意匠及びひな形登録簿に登録される。

第 120 条

第 119 条に規定された登録後、意匠又はひな形の登録証が当該意匠の図形又は写真の複製とともに、出願人又はその代理人に手交又は通知される。

第 121 条

利害関係人は、登録意匠出願が公開された後又は意匠が登録された後、書面による請求により、前記意匠の謄本を入手することができる。

第 IV 章 意匠又はひな形の登録の効力

第 122 条

意匠登録は、出願日から 5 年間効力を有する。それは、登録者又は特別な権限を有する代理人の請求及び所定の手数料の支払証明により、新たな 5 年間で 4 回連続して更新することができる。登録の更新は、その有効期間満了に先立つ 6 月以内に行われなければならない。

ただし、有効期間の満了からの 6 月間は猶予期間となる。更新期間は、登録の有効期間の満了時に始まる。

更新は、国家意匠又はひな形登録簿に最新の状態の意匠のみを記録するものとする。

更新の手続は規則により定められる。

第 123 条

意匠又はひな形の如何なる創作者も又はその権原承継人は、それらの者が所有することがある他の法令の規定、特に文学的及び美術的著作物の保護に関する法令に基づく如何なる権利にも拘らず、本法に定められた規定に従い当該意匠又はひな形を実施し、販売し又は販売の申出をする排他権を有する。

第 124 条

意匠又はひな形の登録は、次の行為について商業的又は工業的目的で企てられる場合は、他人がそれらの行為をなすことを禁止する権利をその所有者に対して付与する。

- a. その実施を企てるための意匠又はひな形の複製
- b. 保護された意匠又はひな形を複製した製品を輸入し、販売の申出又は販売すること
- c. 当該製品を販売の申出又は販売する目的で、それを所有すること

上記(a)にいう行為は、当該複製が保護された意匠又はひな形に関して二次的な相違点を提示する又はそれが独自の分類以外の分類に関係するとの事実により合法的にはならないものとする。

第 124.1 条

意匠により付与される権利は次のものには及ばない。

- a. 個人的かつ非商業的な目的で行われる行為
- b. 意匠の主題に関連する実験目的で行われる行為
- c. 一時的又は偶発的にモロッコの領空、領土又は領海に入った工業所有権の保護に関する国際同盟の同盟国の航空機、陸上車両又は船舶における意匠の使用
- d. 出願日又は優先権が主張されている場合には出願の優先日に、善意、かつ、モロッコの領土において意匠が登録されていた出願に基づき、その意匠を使用し、又は当該使用のために有効かつ真正な準備をしていた者が行った行為であって、それらの行為が実際の又は計画された先の使用と性質又は目的として異なる限りにおいて行われたもの。先使用者の権利は、その権利が所属する事業とともにのみ移転することができる。

第 V 章 権利の移転及び喪失

第 I 節 総則

第 125 条

意匠若しくはひな形の出願又は意匠登録に付随する権利は、一部又は全部を移転することができる。

それらは、一部又は全部について、排他的若しくは非排他的ライセンスの契約又は抵当

権の対象とすることができる。

意匠又はひな形の登録により付与される権利は、前段落に基づいて課されたライセンスの限度の何れかを侵害する実施権者に対して行使することができる。

第 19 条の規定に従うことを条件として、本条第 1 段落にいう権利の移転は、移転日前に第三者により取得された権利を害さないものとする。

最初の 2 段落にいう移転又はライセンス許諾を含む行為は、書面で行わなければ効力を生じない。

第 126 条

意匠登録出願又は意匠に付された権利を移転し、変更し、又はそれらに影響を及ぼすすべての行為は、第三者に対して対抗可能であるために、工業所有権庁が維持する「国家意匠及びひな形登録簿」として知られる登録簿に記録されなければならない。

ただし、登録される前であっても、当該行為の日後に権利を取得したが、権利を取得した日に当該行為を知っていた第三者に対しては、当該行為の日が効力を有する。

譲渡、実施権の許諾、抵当権の設定若しくは譲渡又は当該抵当権の放棄、差押、差押の検証及び解除など、意匠の登録出願若しくは登録意匠の所有権又はそれらに付随する権利の享受を変更する行為は、当該行為の当事者の請求により登録する。

意匠登録出願又は登録意匠に影響を及ぼす所有者の氏名又は住所の変更は、国家意匠及びひな形登録簿に記載されるものとする。

確定した判決に従う通知の登録のため、裁判所登録官は、当該判決の日から 15 日以内に工業所有権庁に対して、本編に基づいて規定された保護に付随する権利の存在、範囲及び行使に関する判決の完全かつ無償の謄本を送達する。

従うべき手続及び登録の請求書に添付すべき要素は、規則により定められる。

第 127 条

意匠登録出願の公開後、如何なる利害関係人も、国家意匠及びひな形登録簿からの抄本を入手することができる。

第 II 節 差押

第 128 条

意匠又はひな形の差押は、当該意匠又はひな形の所有者、工業所有権庁及び当該意匠又はひな形に対する権利を所有する者に対して通知された法廷内で行動する裁判長による発令を根拠として行われる。

差押通知は、当該意匠又はひな形に付随する権利のその後の如何なる修正も差押債権者に対して適用不能とする。

差押を発効するために、差押債権者は、当該差押命令の日から 15 日以内に、当該差押の検証を求め、また当該意匠又はひな形を売却のため申出する目的で、訴訟を提起しなければならない。

第 III 節 雑則

第 129 条

本編に基づいて保護された意匠又はひな形に付随する排他的実施権は，最初の出願日から最長 25 年の期間が経過して満了となる。

第 130 条

意匠又はひな形の所有者は，工業所有権庁に宛てた宣言書により自己の意匠又はひな形の保護を放棄することができる。

複数の意匠又はひな形を含む出願である場合は，放棄を，該当する意匠又はひな形の一部のみに限定することができる。

放棄については，意匠又はひな形が共有の対象である場合においては，全共有者により請求されたときにのみ，これを行うことができる。

真正のライセンス許諾又は譲渡抵当権が国家意匠及びひな形登録簿に登録されている場合においては，当該登録を放棄する宣言は，登録済権利の所有者の同意を添付してあるときにのみ受理される。

放棄は国家意匠及びひな形登録簿に登録される。

第 131 条

公訴官を含む如何なる関係人も，第 104 条，第 105 条及び第 113 条の規定に違反して行われた意匠又はひな形の登録の無効を訴えることができる。

第 VI 章 意匠及びひな形の公告

第 132 条

意匠は施行令及び規則に従い，登録日から 6 月以内に公告しなければならない。

出願人は，出願時に，意匠の公告を 18 月間延期することを請求することができる。

公告延期は，出願の対象である全意匠を含まなければならない。公告延期期間の終了後に公告される。

出願人は，上記期間中のいつでも，即時公告を求めることができる。

上記期間が満了するまで，工業所有権庁は，提出された願書は請求とともに秘密裏に保持しなければならない。

工業所有権庁は，全登録意匠及びひな形の登録公報を公告する。第 126 条第 1 段落にいう行為は，そこに示されるものとする。

第 V 編 商標及び役務商標

第 I 章 適用範囲

第 133 条

本法の適用上、商標又は役務商標とは、自然人又は法人の商品又は役務を識別することに役立つ図形表現が可能な標識を意味する。

次のものは、特に当該標識を構成することができる。

- a. 言葉、言葉の結合、姓氏及び地理的名称、筆名、文字、数字及び略称などのすべての形態の名称
- b. 図案、ラベル、印章、織物の縁、浮彫、立体形状、ホログラム、ロゴ、合成映像、形状、特に商品若しくはその包装又は役務を特定するもの、色彩の配列、結合又は濃淡などの図形標識
- c. 音響、楽曲などの音響標識
- d. においの標識

第 134 条

標章を構成することができる標識の識別性は、指定商品又は役務に関して評価される。

次のものは、識別性を有さない。

- a. 日常的又は技術的言語において、単に商品又は役務の必要な、一般的な、若しくは通常の指定を構成するにすぎない標識又は名称
- b. 商品の特徴、特に種類、品質、数量、用途、価値、原産地、当該商品の生産若しくは役務の提供の時期を指定するのに役立つ標識又は名称
- c. 商品の性質若しくは機能により課された形状により専ら構成された標識又は当該製品にその実質的な価値を与える標識

第 135 条

次のものは、標章又は標章の要素として採用することができない。

- a. モロッコ国王陛下の肖像又は王族の肖像、王国の紋章、旗章、公式記章、王国又はパリ同盟の他の同盟国であることを証明するための監督用及び証明用の公の記号又は印章、国際連合機関の略称又は名称、その保護を保障するため既に現行の国際協定の対象となっている政府間機関の名称、国又は外国の勲章、モロッコ又は外国の硬貨又は不換紙幣を複製したもの並びに工業所有権の保護に関するパリ条約第 6 条の 3 に従う紋章学的見地からの模倣品。ただし、(a)にいう記号は、管轄当局からの許可を証明することを条件として、工業所有権庁により登録することができる。
- b. 公共の秩序若しくは善良の風俗に反し、又はその使用が法律により禁止されている標識
- c. 特に商品又は役務の性質、品質又は原産地に関して公衆に誤認を与える虞のある商品又は役務の地理的表示又は原産地名称の名前を付したものの。

第 136 条

それ自体に又は包装、木枠、梱包、封書、帯片、ラベル、標章、名称、標識、印、ラベル又は装飾的模様であつて、第 135 条(a)にいう標識の複製又は図面を含む天産品又は製造品については、管轄当局からの許可書を提出しない限り、モロッコ王国の領域に入ることを禁止されるものとし、また経済的関税待遇は認められないほか、流通することも認められない。

第 137 条

標識については、それらが先の権利を侵害する場合は、特に次のものに対して、これを標章として採択することはできない。

- a. 登録されている又は工業所有権の保護に関するパリ条約第 6 条の 2 の意味において周知である先の標章
- b. 社会通念上、混同を引き起こす虞が存在する場合に、会社の名称又は商号
- c. 社会通念上、混同を引き起こす虞が存在する場合に、国家の領域全般に知られている商号又は看板
- d. 保護された原産地の地理的表示又は名称
- e. 文学的及び美術的著作物の保護に関する法律により保護された権利
- f. 保護された意匠又はひな形から発生した権利
- g. 他人の人格権、特に他人の姓氏、筆名又は類似のもの
- h. 地方当局の名称、映像又は評判

第 138 条

標章が意図する商品又は役務の性質は、如何なる場合にも当該標章の出願又は有効性を阻害しないものとする。

第 139 条

標章は、団体標章又は個別標章の何れにもすることができる。商号又は役務は、別段の法令規定がない限り、選択可能とする。

第 II 章 標章に対する権利並びに商標の出願手続、異議申立及び登録

第 I 節 標章に対する権利

第 140 条

標章の所有権は、登録により取得されるものとする。標章は共有に基づいて取得することができる。

第 141 条

第 77 条から第 80 条までの規定は、商標及び役務商標に適用する。

第 142 条

他人の権利に関して詐欺的に又は法令上若しくは契約上の義務に違反して登録が出願さ

れた場合は、当該標章に権利を有すると信じる何人も、訴訟により所有権を主張することができる。

出願人が悪意である場合を除いて、所有権を主張する訴訟は当該標章の第 157 条第 1 段落にいう国家商標登録簿への登録日から 3 年までと規定される。

第 143 条

正規に出願され、かつ、工業所有権庁により登録された標章のみがそれらの出願日から本法により付与された保護を享受することができる。

商標の登録は本章第 II 節に規定された様式及び条件に基づいて出願され、かつ、登録された「商標又は役務商標登録証明書」として知られる工業所有権の設定を意味する。

第 II 節 商標の出願手続、異議申立及び登録

第 144 条

出願人又はその代理人は、工業所有権庁に商標登録出願を提出する。

願書は、規則により定められた要件及び手続に従い、電子的手段で工業所有権庁に提出することができる。提出日は、同庁が出願を受領した日とみなされる。

出願日において、願書には以下が含まれていなければならない。

- a. 規則により内容が定められ、標章の登録のための商品及び役務の国際分類に関するニース協定に従い、商標登録を請求する商品又は役務の明確かつ完全な一覧を記載した商標登録出願
- b. 商標の図面の白黒の複製 2 点
- c. 色彩を主張する場合には、色彩による商標の図面の複製 2 点
- d. 必要な手数料の納付証明

(a), (b), (c) 及び (d) に規定される書類を含まない商標ファイルは認められない。

(a), (b), (c) 及び (d) にいう必要な手続及び書類に添付すべき事項は、規則により定めらる。

願書が (a), (b), (c) 及び (d) にいう事項を含む場合、(a) に規定する商標登録出願は、第 157 条第 1 段落にいう国家標章登録簿に出願日及び出願番号を付して登録される。

第 145 条

出願日に商標願書に上記第 144 条にいう書類に添付すべき 1 又は複数の要素であって同条第 5 段落に従い規則により定められる要素を含まない場合は、出願人又はその代理人は、上記第 2 条第 2 段落の規定に従い、出願日から 3 月の期間内に願書の不備を補正することができる。

期間内に補正された願書は、当初の出願日を維持するものとする。

当該期限の最終日が公休日又は非就業日である場合は、当該期間は次の就業日まで延長される。

第 146 条

第 144 条第 2 段落及び第 4 段落にいう要素の提出日を確認する受領書は、出願後直ちに
出願人又はその代理人に対して発行される。

第 146.1 条

出願人又はその代理人は、商品商標又は役務商標の登録前に、必要な手数料を納めた後、当初の出願を分割することができる。

分割出願は当初の出願の出願日及び適切な場合は優先日を保持し、同一の条件及び手続に従うことを条件とする。

当初の登録出願の分割には、当該出願が対象とする記載された商品及び役務のみを含めることができる。

分割出願は、異議申立又は拒絶の対象となっている当初の出願の商品及び役務を含む場合には、認められない。

第 147 条

商標の出願日から 3 月の期間内に、出願人又はその代理人は、理由を付した請求により、提出済要素及び書類に認められた実質的な誤記とともに、翻訳上における言語上の誤記若しくは錯誤の補正を求めることができる。ただし、提出済商標及び修正できない登録出願において指定された区分のひな形を除くものとする。補正は上記期限を超えては一切行うことができない。本条第 1 段落にいう補正請求は、書面で提出し、申し立てる補正の主題を含むものとする。

第 147.1 条

商標登録出願の所有者又は特別の権限を有するその代理人は、出願日から商標登録の日までに、書面による陳述により、次の規定に従うことを条件として、出願の全部又は一部について取り下げることができる。

- a. 抵当権又はライセンスに基づく物権的所有権が第 157 条第 1 段落にいう国家標章登録簿に登録されている場合、取下宣言は、当該権利の所有者の同意がある場合にのみ認められる。
- b. 商標の登録出願が共同所有である場合、当該出願の取下は、共同所有者全員がそのように請求した場合にのみ認められる。

工業所有権庁は、出願の取下を第 157 条第 1 段落にいう国家標章登録簿に登録しなければならない。

第 148 条

商標登録出願は、次の場合は拒絶される。

1. 第 133 条、第 134 条及び第 135 条に基づく規定に従わない場合
2. 第 148.2 条に基づく異議申立が正当とされるとみなされた場合

商標出願の拒絶は理由を付し、出願人又はその代理人に通知される。当該拒絶通知は、下記第 157 条第 1 段落にいう国家標章登録簿に登録される。

第 148.1 条

適法に登録された標章の登録出願は、規則により定められた条件に従い、公告される。

第 148.2 条

標章登録の出願の公告から 2 月の期間内に、この出願への異議申立については、工業所有権庁に対して、前記出願の前に保護又は登録された標章又は従前の優先日を有する標章の所有者、工業所有権の保護に関するパリ条約第 6 条の 2 の意味における既存の周知標章の所有者又は保護された原産地の地理的表示又は名称の所有者により、適切な手数料の納付を条件として、行うことができる。

排他的ブランドライセンスの受益者もまた、他の契約条件の場合を除いて、同一権利を享受することができる。

第三者の支援及び代理を認められている弁護士に加え、上記第 4.1 条で認められている弁理士は、異議申立を行う目的で、工業所有権庁に第三者に代わって異議申立する権限が与えられる。

異議申立の掲載は、国家標章登録簿に登録される。

当該異議申立の内容及びその公告の諸条件は、規則により決定される。

第 148.3 条

異議申立は次の手続に従い審査される。

1. 登録出願の所有者又は該当する場合はその代理人に対し、異議申立を遅滞なく通知する。
2. 出願人が第 148.2 条に規定する期間の満了後 2 月の期間内に何らの応答も提出しなかった場合には、工業所有権庁は、異議申立について決定しなければならない。
3. 出願人が上記期間内に応答を提出した場合、異議申立人は他方当事者の応答の通知の日から 1 月の意見書提出期間を有し、出願人は当該意見書の通知の日から 1 月の追加応答期間を有する。
4. 工業所有権庁は、当事者の一方から提出された応答又は意見書を遅滞なく他方当事者に通知しなければならない。
5. 工業所有権庁は、第 148.2 条に規定する 2 月の期間の満了後 6 月を超えない期間内に、理由を付した決定によって異議申立について決定しなければならない。ただし、この期間の延長は、関係当事者の一方から理由を付した請求があり、かつ、同庁が受理した場合に、3 月の期間の追加について検討することができる。各当事者は、延長の通知の日から 1 月の意見書提出期間を有する。当事者の一方が意見書を提出した場合、他方当事者は、意見書の通知の日から 1 月の応答期間を有する。
6. 異議申立及びこれに対する応酬を評価した後、同庁は決定を下す。この決定は同庁により当事者に通知され、通知から 15 日以内にその有効性を争うことができる。
7. 異議申立手続は、工業所有権庁の決定により次の場合に終了する。
 - a. 異議申立人が異議申立を取り下げた場合又は異議申立の地位を失った場合
 - b. 当事者双方の合意により、異議申立に妥当性がなくなった場合
 - c. 異議申立がなされた登録出願が取り下げられた又は拒絶された場合
 - d. 先の権利の効果が消滅した場合
8. 次の場合は、上記第 5 段落にいう 6 月の当初期間が停止される。
 - a. 当該異議申立が標章の登録出願を基礎にしている場合
 - b. 無効、喪失又は所有権主張についての事件の場合

c. 工業所有権庁に提出された当事者による 1 回限り提出した共同請求において、停止期間が前記申立の提出日から 6 月を超えない場合

上記に所定の延長又は停止を求める提出手続は、規則で定められる。

第 148.4 条

第 148 条及び第 148.3 条にいう工業所有権庁の決定の掲載は、国家標章登録簿に登録され、規則により定められた方式に従い公告の対象とされる。

第 148.5 条

第 148.3 条第 5 段落にいう工業所有権庁の決定に対する不服申立は、カサブランカの商事控訴裁判所の裁判管轄に属する。

第 149 条

商標登録の出願が第 148 条の規定に基づいて拒絶を受けない場合は、当該商標は工業所有権庁により登録される。

登録日は出願日とする。

当該出願は第 157 条第 1 段落にいう国家標章登録簿に登録される。

第 150 条

第 149 条にいう登録後、登録済商標のひな形を添付した商標登録証明書が、出願人又はその代理人に発行又は通知される。

第 151 条

利害関係人は、商標の出願公開又は登録商標の公告の後、書面による請求により、当該出願又は登録商標の公認謄本を入手することができる。

第 III 章 商標登録の効力

第 152 条

商標登録は、出願日から 10 年間効力を有し、当該有効期間は制限なく更新可能である。所有者又は委任状を有する代理人が所定の手数料納付を証明する書類を添えて 10 年ごとに請求することで更新することができる。更新手続は規則で定められる。

更新登録は、その有効期間満了前 6 月以内に行われなければならない。

ただし、有効期間満了から 6 月間は猶予期間となる。当該更新は、当該登録の有効期間満了時に始まるものとする。

更新は、国家標章登録簿に掲載されている最新の商標のみである。

標識の如何なる修正又は指定商品若しくは役務の一覧の拡張も新規出願の主題とする。

第 153 条

標章登録は、その所有者にその者が指定した商品及び役務について当該標章の所有権を

付与する。

第 154 条

次の事項は、所有者の許可がない限り、禁止される。

- a. 「公式、様式、システム、模倣、種類、方法」などの付記があっても、標章の複製、使用若しくは貼付又は登録により保護されたものと同一の商品若しくは役務について複製標章又はこの標章と同一の標識の使用
- b. 適法に貼付された標章の隠蔽又は変形

第 155 条

次の事項は、社会通念上、混同の虞が存在する場合は、所有者の許可がない限り、禁止されるものとする

- a. 標章の複製、使用、貼付又は複製標章若しくは同一若しくは類似の標識を登録により保護されたものに類似若しくは関連する商品若しくは役務に使用すること
- b. 標章の模倣及び模倣標章を登録によりカバーされたものと同一若しくは類似の商品又は役務に使用すること

第 IV 章 権利の移転及び喪失

第 I 節 総則

第 156 条

出願標章又は登録標章に付随する権利は、全部又は一部について、移転することができる。それらは、排他的若しくは非排他的ライセンスの付与又は抵当権設定に従うことを条件とする。

標章の登録により付与される権利は、前段落に基づいて課されたその者のライセンスの制限を尊重しない実施権者に対して行使することができる。

第 142 条の規定に従うことを条件として、本条第 1 段落にいう権利の移転は、移転日前に第三者により取得された権利に影響を及ぼさないものとする。

上記最初の 2 段落にいう移転又はライセンス許諾を含む行為は、書面で記録しなければ効力を生じない。

第 157 条

出願標章又は登録標章のライセンス使用契約を除いて、出願標章又は登録標章に付随する権利を移転し、修正し又はそれに影響を及ぼすすべての行為は、工業所有権庁により保管された「国家標章登録簿」として知られる登録簿に登録された場合にのみ、第三者に対して効力を有するものとする。

ただし、それらの登録前に、上記第 1 段落にいう行為は、これらの行為前に権利を取得したがこれらの権利取得時にそれを個人的に既に知っていた第三者に対して執行可能とする。

出願標章若しくは登録標章の所有権又はそれに付随する権利の享受を修正する行為、例えば、移転設定若しくは譲渡抵当権の移転又は後者の放棄、差押、差押の検証及び解除

などは、当該行為の当事者の何れかの請求により工業所有権庁に登録される。
出願標章若しくは登録標章の所有者に関する名称又は住所の変更は、国家標章登録簿に記載しなければならない。
確定した判決から由来する通知の登録のため、登録官は当該判決の日から15日以内に工業所有権庁に対して、本編に定められた保護に付随する権利の存在、範囲及び行使に関係する判決書の完全かつ無償の謄本を送達する。
従うべき手続及び登録の請求に添付すべき要素は、規則により定められる。

第158条

商標出願の公開後、利害関係人は国家標章登録簿の抄本を入手することができる。

第II節 差押

第159条

商標又は役務商標の差押は、略式手続において判決を下す裁判所長の命令によって行われ、当該標章の所有者、工業所有権庁及び当該標章に権利を所有する者に通知される。差押の告知は、当該標章に付随する権利のその後の如何なる修正も差押債権者は行うことができないものとする。
差押を発効するためには、差押債権者が、差押命令の日から15日の期間内に当該差押の認可及び当該標章の売却申出の目的に拘わる訴訟を提起しなければならない。

第III節 雑則

第160条

登録標章の所有者は、何時でも、宣言書により、当該登録により保護された商品又は役務の全部又は一部について当該登録の効力を放棄することができる。
標章が共有物件である場合は、放棄は共有者全員により請求されたときにのみ行うことができる。
真正のライセンス許諾又は譲渡抵当権が国家標章登録簿に登録されていた場合は、放棄宣言は登録済権利所有者の同意が添付されているときにのみ、受理される。
放棄は国家標章登録簿に登録されなければならない。

第161条

公訴官を含む如何なる関係人も、第133条から第135条までの規定に違反して行われた標章登録の無効を請求することができる。
先の権利の所有者のみが第137条を基礎として無効訴訟を提起することができる。ただし、その者の訴訟は、当該標章が善意で出願されており、かつ、その者が5年間その使用を容認していた場合は、受理されない。
無効とする判決は絶対的効力を有する。

第162条

工業所有権の保護に関するパリ条約第6条の2の意味における周知標章の所有者は、自己自身の標章と混同され易い標章の登録取消を主張することができる。当該無効訴訟

は、登録が悪意で出願されていた場合を除いて、当該標章の登録日の5年後に時効となる。

第163条

5年の連続期間中に登録によりカバーされた商品又は役務に関連し、正当な理由なしに自己の標章を真正な使用に供しなかった所有者は、自己の権利取消の責任を有する。次のものは、当該使用と同一とみなすものとする。

- a. 当該標章の所有者の同意を得て又は団体標章の場合は規則に従って行われた使用
- b. その識別性を改変しない修正した形態での当該標章の使用
- c. 専ら輸出のため、商品又はそれらの包装に当該標章を貼付すること

取消は、如何なる関係人によっても法定手続で請求することができる。

当該請求が当該登録によりカバーされた商品又は役務の一部のみに関係する場合は、取消は関係する商品及び役務のみに及ぶものとする。

本条第1段落にいう5年の期間後に開始又は再開された標章の真正な使用は、取消請求前3月中かつ所有者が取消請求の可能性を知得した後に行った場合は、それへの障害を構成しないものとする。

実施の立証責任は、取消が請求される標章の所有者にある。証拠は如何なる手段によっても提供することができる。取消は、本条第1段落に定められた5年の期間満了日に発効する。それは絶対的効力を有する。

第164条

標章の所有者はまた自己自身の行為の結果、当該標章が次の場合は、自身の権利の取消の責任を有する。

- a. 商品又は役務について取引上の普通名詞となった場合
- b. 特に商品又は役務の性質、品質又は原産地に関して公衆に誤認を与え易い場合

第165条

標章の無効又は取消を命令する如何なる確定判決も、国家標章登録簿に登録される。

第V章 団体標章及び団体証明標章

第I節 適用範囲

第166条

標章は、それが登録の所有者により発行された使用規則に従う者により使用することができる場合は、団体標章と呼ばれるものとする。

団体証明標章は、特に性質、特性若しくは品質に関して個別規則に詳述されたそれらの特徴を展示する商品又は役務に貼付されるものとする。

第II節 雑則

第167条

本編第II章、第III章及び第IV章の規定は、下記の特別規定に従うことを条件とし

て、団体標章及び団体証明標章に適用する。

第 168 条

本章により付与された保護は、それらの使用規則が公共の秩序又は善良の風俗に反する場合は、団体標章及び団体証明標章により享受することはできない。

第 169 条

標章は、第 144 条第 2 段落(a)にいう登録出願において団体標章又は団体証明標章として指定される。

団体標章又は団体証明標章の出願ファイルはまた、出願人により適法に証明された団体標章又は団体証明標章の使用が準拠する規則の謄本を含まなければならない。

当該謄本は、出願と同日に、又は適切な場合は第 145 条に規定された条件に基づいて、かつ、期限内に、提出されなければならない。

団体標章又は団体証明標章の所有者は、何時でも、工業著作権庁に対して当該標章の準拠する規則に行われた如何なる変更も書面で通知することができる。当該変更の通知は国家標章登録簿に登録される。

第 170 条

第 166 条第 1 段落にいう規則は、当該標章が指定しようとする商品又は役務の共通の特徴又は品質及び当該標章を使用することができる条件について、その使用を許可された者とともに、定めるものとする。

第 171 条

団体証明標章は、当該商品又は役務の製造業者、輸入業者又は販売業者の何れでもない法人によってのみ、出願することができる。

第 172 条

団体証明標章の使用は、当該所有者以外の、規則により定められた条件を満たす商品又は役務を供給するすべての者に開放される。

第 173 条

団体証明標章は、譲渡、抵当権又は強制執行の対象とすることはできない。ただし、管轄行政当局は、被移転者が当該標章の使用の効果的管理を引き受ける場合は、団体証明標章の登録の移転を許可することができる。移転は国家標章登録簿に登録される。

第 174 条

団体証明標章が使用されたが法律により保護されなくなった場合は、10 年の期間中は如何なる目的でも登録又は使用の何れも一切することができない。

第 175 条

団体証明標章の無効は、当該標章が本章の何れかの要件の 1 を満たさない場合は、公訴

官による申請時に又は関係人の請求により、命令されることができる。
無効の決定は絶対的効力を有する。

第 VI 章 標章の公告

第 176 条

工業所有権庁は、登録済のすべての商標及び役務商標、団体標章並びに団体証明標章を登録公報に公告する。第 157 条第 1 段落にいう行為もまたそれに登録される。

第 VII 章 国境措置

第 176.1 条

関税消費税局は、登録標章の所有者又は排他的使用権の受益者の請求により、前記標章と同一又は類似の標章を付している侵害商品である疑いのある輸入品、輸出品又は輸送品の自由な流通を停止することができる。

前記請求では、保護された権利の侵害の存在を推定する証拠の適切な要素により支持されるべきであり、かつ、侵害が疑われる商品が関税消費税局により合理的に認定可能となるように当該権利の所有者が査定されることを合理的に期待されるだけの十分な情報を提供すべきである。

前記証拠に加え、関税消費税局は、前記請求を調査するために必要な書類又は情報及び必要な手数料を要求できる。

請求人及び商品の照会者又は所有者は、関税消費税局により採られた停止措置について直ちに通告されるものとする。

上記第 1 段落にいう停止請求は、1 年間又は当該標章保護の残存期間が 1 年未満の場合には、その残存期間について有効とする。

これらの措置は、本法第 VI 章に規定された地理的表示又は原産地名称の所有者にも適用される。

第 176.2 条

第 206 条の規定に従うことを条件として、請求人が前記停止措置の後者への通知の日から 10 就業日の期間内に次についての証拠を関税消費税局に提出する条件により、第 176.1 条にいう停止措置は自動的に解除される。

一 裁判所所長により命令された保存措置

一 又は訴訟を提起し、かつ、侵害が結果的に認定されない場合にその者の偶発債務を預託するため裁判所により定められた保証金を提出すること

第 176.3 条

第 176.2 条にいう訴訟を提起する目的で、如何なる他の規定にも拘らず、請求人は関税消費税局から当該商品の荷主、輸入業者、荷受人又はそれらの所有者の名称及び宛先並びにそれらの数量について、通報を得ることができる。

第 176.4 条

関税消費税局が輸入され若しくは輸出された商品又は輸送中の商品は侵害していることを決定し又は疑うべき場合は、同局はこれらの商品の自由な流通を自動的に停止させるものとする。この場合は、同局は採られた措置について権利所有者に直ちに通知し、その者の請求により第 176.3 条にいう情報をその者に通報するものとする。当該請求人又は商品の所有者もまたこの措置について直ちに通知されるものとする。

第 206 条の規定に従うことを条件として、権利所有者が前記庁によるその者に対する当該措置又は第 176.2 条にいう条件に基づいて提起された訴訟についての通知の日から 10 就業日の期間内に、関税消費税局に証拠を提出する条件で、前記停止措置は当然に解除されるものとする。

第 176.5 条

本章に基づく規定を適用して自由な流通が停止され、かつ、確定判決により侵害製品とみなされた商品は、特別な事情にある場合を除いて、毀棄される。この場合、保管、破棄の費用及び関連するすべての費用は、侵害者が負担しなければならない。例外的な事情がない限り、輸出の許可、その他の制度及び手続の対象としてはならない。

流通停止の措置に終止符を打つ友好的な和解が成立した場合、商品の廃棄に関する条項が含まれなければならない。

関税消費税局は、当該商品を処分する権限を有し、その費用を負担しなければならない者の請求を審理する裁判官の命令に従い、当局で放棄された商品の廃棄を進めることができる。

第 176.6 条

本章に基づく規定の適用上採られた商品の自由な流通停止の措置は、関税消費税局の責任を含まない。

当該商品が侵害と認定されない場合は、輸入業者は請求人により自己の利得となるよう解決するため、被った偶発損害の補償として裁判所に損害賠償を請求することができる。

第 176.7 条

旅行者の手荷物に少量含まれている又は個人的及び私的使用のための小口貨物として送られた商業的性質のない商品は、本編に基づく規定の範囲から除外される。

第 176.8 条

本章に基づく規定の執行方法は、規則により定められる。

第 VI 編 商号，原産地の地理的表示及び名称並びに不正競争

第 I 章 商号

第 177 条

「商号」とは，企業がそれに基づいて運営される特殊な名称又は標識を意味する。

第 178 条

名称又は呼称であつて，その性質又はそれを利用することができる使用により公共の秩序及び善良の風俗に反する又は当該名称に基づいて指定された企業の性質に関して業界又は公衆に誤認を与えかねないものは，商号を構成することができない。

第 179 条

商号は，標章の一部であるか否かに拘らず，それが公衆に誤認を与え易い場合であつても，商号又は商標若しくは役務商標の形態であるか否かを問わず，第三者による当該商号のその後の使用に対して，商法典を構成する法律第 15-95 の規定により，保護される。

第 II 章 原産地の地理的表示及び名称並びに異議申立

第 180 条

地理的表示とは，製品の決定された品質，評判又は他の特徴が基本的に当該原産地に帰することができる場合は，国内，国内の地域又は地方から由来するものとして製品を特定するため使用された何らかの表示を意味する。

地理的表示は，何らかの標識又は言葉など標識の何らか他の結合からなるものであり，それは地理的名称及び人名並びに文字，数，形表的要素及びそれらの形態に拘らず特異な色彩込みの色彩を含む。

第 181 条

原産地の名称は，国家，地域又は地方の地理的名称であり，そこから由来する製品，自然的及び人間的要因の両者を含む地理的環境による品質又は特徴を指定するため役立つものから構成される。

第 182 条

次のものは，違法とする。

(a) 商品又は役務の原産地及び生産者，製造業者又は取引業者の身元に関する虚偽的若しくは欺瞞的表示の直接的使用又は間接的使用

(b) 商品が真正な原産地を表示していても又は地理的表示若しくは原産地名称に「種類」，「製造」，「模倣」若しくはこれら類似のものが翻訳若しくは添付されていても，地理的表示若しくは原産地名称の虚偽的若しくは欺瞞的名称の直接的若しくは間接的な使用又は模倣。

第 182.1 条

原産地の地理的表示及び名称の保護出願は、規則により定められた方式に従い工業所有権庁により保管されている国家原産地の地理的表示及び名称登録簿と呼ばれる登録簿に記録される。

第 182.2 条

第 182.1 条にいう出願は、規則により定められた方式に従い公告の対象となるものとする。この公告日から 2 月の期間中に、第 182.1 条にいう当該出願への異議申立については、保護された標章の所有者又は保護された原産地の地理的表示若しくは名称の所有者により、請求人による適切な手数料の納付を条件として、これを行うことができる。

異議申立は、工業所有権庁に提出の陳述書により行われるものとする。

庁は、異議申立を集約し、それらを現行法令に従い審査すべき管轄政府当局に送達するものとし、出願人又はその代理人にも必要な場合は受領確認付き書留郵便により通知し、かつ、前記書状の受領日から 2 月の期間内に答弁書を提出するようにその者に求めるものとする。

工業所有権庁は、上記小段落にいう期間内に提出された出願人の答弁書を直ちに管轄政府当局に転送し、かつ、異議申立人に通知し、同申立人は自己の意見書を提出するため 15 日の猶予期間を享受することができる。

管轄政府当局は、現行法令に従い、異議申立について理由を付した決定により解決するものとする。この決定は、前記当局により工業所有権庁並びに出願人及び異議申立人又はそれらの代理人に受領確認付き書留郵便により通知される。

ただし、異議申立手続は、次の場合は終了する。

1. 異議申立人が行動する根拠を喪失した場合
2. 異議申立について、保護出願の所有者と真正公認膳本を受領確認付き書留郵便により工業所有権庁に送達すべき異議申立人との示談により、妥当でなくなった場合
3. 異議申立を受けていた保護出願が取り下げられた場合。この場合は、管轄政府当局は前記当局に当該出願の取下について絶えず知らせるものとする。

異議申立に関する政府当局の決定の掲載は、国家地理的表示登録簿に記録され、かつ、規則により定められた方式に従い公告される。

異議申立書が工業所有権庁に上記第 2 段落にいう期限内に提出されなかった場合又は当該異議申立が拒絶された場合は、前記部局は第 182.1 条にいう国家原産地の地理的表示及び名称登録簿への原産地の地理的表示及び名称の登録を引き受けるものとする。

第 182.3 条

工業所有権庁は、すべての原産地名称及び地理的表示を登録公報に公告する。

第 183 条

第 182 条にいう違法行為を抑圧する公訴は、公訴官により提起することができる。

損害賠償訴訟はまた、被害当事者、自然人又は法人、特に、関係する表示又は名称を有するそれらの商品又は役務を正確に特定できる生産者、製造者又は取引業者の協会又は連合により、又はそれらを代表する協会により、差止措置に対する民事救済又は請求を

害することなく，提起することができる。

第 III 章 不正競争

第 184 条

工業的又は商業的事項における誠実な慣行に反する競争の如何なる行為も，不正競争行為を構成する。

特に，次の事項は禁止される。

1. 競争者の施設，製品又は工業的若しくは商業的活動と如何なる方法によっても混同を生じさせる程の性質のすべての行為
2. 競争者の施設，製品又は工業的若しくは商業的活動の信用を失墜させる程の性質の取引過程における虚偽の主張
3. 表示又は主張であって，取引過程におけるその使用が公衆を商品の性質，製造方法，特徴，それらの目的への適性又は数量に関して公衆に誤認を与え易いもの

第 185 条

不正競争行為は，不正競争を構成する行為の停止及び損害賠償を求める民事訴訟の対象のみとする。

第 VII 編 博覧会における暫定的保護及び産業的報奨

第 I 章 暫定的保護

第 186 条

暫定的保護は、工業所有権の保護に関する国際同盟諸国の 1 国の領域で開催された公式又は公認の国際博覧会において最初に展示された、特許となり得る発明又は発明特許の改良若しくは追加、集積回路の回路配置(トポグラフ)、意匠若しくはひな形及び商品若しくは役務に関する商標及び役務商標に対して付与されるものとする。

第 187 条

保護であつて、その存続期間が当該博覧会の公式開会日から 6 月と定めるものは、展示者又はそれらの権原承継人のため、それらの発明、集積回路の回路配置(トポグラフ)、意匠及びひな形又は標章が本法の規定に基づいて法的に享受する筈の保護を当該期間中請求する権利を維持する効力を有する。暫定的保護を享受するため展示者により従われるべき手続は、規則により定められる。

第 188 条

暫定的保護の存続期間は、第 7 条にいう優先権主張期間により延長されない。

第 II 章 産業的報奨

第 I 節 保護を受ける権利

第 189 条

次の規定により確立された保護は、第 186 条にいう博覧会において取得した何らかの種類の功績についての賞品、勲章、褒章、称号又は証明を含む産業的報奨によつてのみ、享受することができる。

上記に列挙した産業的報奨の工業的又は商業的使用については、第 199 条にいう登録簿に工業所有権庁で登録後にのみ、これをそれらの所有者又は権原承継人により行うことができる。

第 190 条

産業的報奨は、個人又団体の何れかに発令される。報奨が個人に発令される場合は、当該報奨の工業的又は商業的使用については、それを取得した者又はその権原承継人によつてのみ、これを行うことができる。後者の場合は、当該報奨の所有者の名称は、明瞭顕著な文字により示されるものとする。

報奨が団体に発令された場合は、当該報奨の工業的又は商業的使用については、関係グループ又は当該グループの各構成員の何れかにより、それを取得したグループの名称が当該報奨自体の文字と同様な明瞭な文字により明示的に掲載されることを条件として、これを行うことができる。

工業的又は商業的企業に発令された報奨については、当該企業の所有者又はその権原承

継人によってのみ、これを工業的又は商業的に使用することができる。

従業者に発令された報奨の工業的又は所業的使用については、所有者がそれは従業者報奨であることを表示し、かつ、その者がそれを取得した時その者が属した企業の名称を挙げていることを条件としている場合を除いて、これを行うことができない。当該企業の所有者はまた、その者がそれは従業者報奨であることを表示すべきことを条件としている場合を除いて、当該報奨を利用することができない。

産業的報奨が特定製品に関して発令されている場合は、工業的又は商業的使用については、当該製品とともにこれを移転することができる。

第 191 条

それらの使用を管轄する当局の許可なしで第 135 条 (a) にいう標識を複製する産業的報奨は、本法により付与された保護を享受しないものとする。

第 II 節 産業的報奨の出願及び登録手続

第 192 条

第 189 条により付与された保護の享受を希望する何人も、工業所有権庁に産業的報奨の出願を提出しなければならない。

産業的報奨の出願書類は、出願日に次のものを含まなければならない。

- a. 産業的報奨の登録願書であって、当該産業的報奨の主題を記載し、その内容は規則により定められたもの
- b. 産業的報奨権原の証明謄本 2 通
- c. 所定の手数料の納付の証拠

産業的報奨の出願書類が上記 (a)、(b) 及び (c) に規定された要素を含まない場合は、出願時に受理されない。

従うべき手続及び (a)、(b) 及び (c) にいう書類に添付すべき要素は、規則により定められる。

産業的報奨の出願書類が (a)、(b) 及び (c) にいう要素を含む場合は、(a) に規定された産業的報奨の登録願書は、第 199 条第 1 段落にいう国家産業的報奨登録簿に出願の年代日付順に、出願日及び出願番号とともに登録される。

第 193 条

出願日に、産業的報奨の出願書類が上記 (a)、(b) 及び (c) にいう書類に添付されるべき 1 又は複数の要素を含まない場合であって、その一覧が第 192 条第 4 段落に従い規則により定められているものは、出願人又はその代理人は当該ファイルを正規化するため出願日から 3 月の猶予期間を有するものとする。

所定の期限内に正規化されたファイルは、当初の出願日を維持する。

当該 3 月の期間は、正味期限である。最終日が公休日又は非就業日である場合は、期限は次の就業日まで延長される。

第 194 条

第 192 条第 2 段落及び第 4 段落にいう要素の提出日を確認する受領書は、出願後直ちに

発行されるか又は当該産業的報奨を付与された者若しくはその代理人に通知される。

第 195 条

産業的報奨の出願書類の提出日から 3 月以内に、当該報奨の受益者又はその代理人は、正当な要求に応じて、重大な誤記だけでなく表現又は転記の誤記の訂正を請求することができる。如何なる訂正も上記期限を超えて行うことは一切できない。

前段落に言う訂正請求は、書面で提出し、申し出る訂正の主題を含むものとする。

第 196 条

産業的報奨の登録出願は、次の場合は、拒絶される。

1. 前記第 193 条にいう 3 月の期間内に訂正されなかった場合
2. 前期第 135 条にいう標識を複製した場合

ただし、上記(2)にいう標識は、管轄当局の許可書を提出することを条件として、工業所有権庁により登録することができる。

産業的報奨の登録出願の如何なる拒絶も、理由を付さなければならず、出願人又はその代理人に配達通知付き書留郵便により、通知される。拒絶通知は、第 199 条第 1 段落にいう国家産業的報奨登録簿に登録される。

第 197 条

産業的報奨の登録の出願が第 196 条に従い拒絶を受けない場合は、第 192 条第 2 段落(b)にいう産業的報奨権原の謄本であって、出願日及びその年代日付順の登録番号を記載したものの 1 通は、当該報奨の所有者又はその代理人に返却される。

同一参照事項が謄写されるべき他の 1 通は、工業所有権庁により保管されるものとする。

第 III 節 雑則

第 198 条

産業的報奨に関する如何なる広告も、当該報奨の正確な性質、それを発令した団体及びそれを取得した日付を記載しなければならない。

第 199 条

工業所有権庁は、産業的報奨に関するすべての登録及びそれに関するすべての運用を登録する「国家産業的報奨登録簿」として知られる特別の登録簿を保管する。

如何なる関係人も、請求書により、国家産業的報奨登録簿に含まれた登録及び登録事項の謄本又は抄本を入手することができる。

ただし、同登録簿における登録事項の当該謄本又は抄本は、無償にて政府部局に発行することができる。

第 IV 節 産業的報奨の公告

第 200 条

工業所有権庁は、すべての登録済産業的報奨を登録公報に公告する。

第 III 章 知的所有権の創作物に関する日付の特定

第 200.1 条

創作物に一定の日付を割り当てることを希望する者は、工業所有権庁に次のものを提出しなければならない。

提出日時点の日付印字請求の書類には、以下のものが含まれる。

- a. 日付印字請求(その内容は規則により定められる)
- b. 日付印字請求の対象となる創作物を書面で説明した書類の写し 2 部
- c. 必要な手数料の納付証明

申請は、規則で定められた要件及び手続に従い、工業所有権庁に電子的形式で提出することができる。この場合、提出日は、同庁が受領した日となる。

第 200.2 条

日付印字制度は申請人に申請日から 5 年間有効な先行技術の開示を与える。

創作日を争う訴訟の場合、工業所有権庁は、管轄裁判所に、日付印字請求の対象のファイルを提供しなければならない。

第 VIII 編 訴訟

第 I 章 総則

第 201 条

第 53 条, 第 54 条, 第 99 条, 第 123 条, 第 124 条, 第 154 条, 第 155 条及び第 184 条に夫々定義した特許発明の所有者, 集積回路の回路配置(トポグラフ)の証明書, 意匠若しくはひな形の登録証明書又は商標若しくは役務商標の登録証明書の所有者の権利の侵害は, 侵害を構成する。

ただし, 侵害製品の販売の申出, 市販, 使用, 販売又は使用を意図する貯蔵は, 当該行為が侵害製品の製造業者以外の者により行われた場合は, 当該行為がその事実を十分知りながら行ったときにのみ, それらを行った者の責任とする。

第 202 条

特許発明, 集積回路の回路配置(トポグラフ)の証明書, 意匠若しくはひな形の登録証明書又は商標若しくは役務商標の登録証明書の所有者のみが侵害訴訟を提起することができる。

ただし, 排他的実施権の受益者は, ライセンス許諾契約に別段の規定がある場合を除いて, 執行官又は裁判所書記官により伝達された通知後に当該所有者が当該訴訟を提起しない場合には, 侵害訴訟を提起することができる。

当該所有者は, 前段落に従い, ライセンシーにより提起された侵害訴訟に参加する権原を有する。

如何なるライセンシーもその者が自身で被った侵害に対する補償を得るため当該所有者により提起された侵害訴訟に参加する権原を有する。

第 203 条

侵害訴訟又は不正競争訴訟が裁判所に提起された場合, 略式手続において, その裁判長は, 暫定的に, 罰金強制の下に, 申し立てられた侵害行為若しくは不正競争行為の遂行を禁止し, 又は工業所有権の所有者若しくは排他権を譲渡された受益者に対する補償を確保することを目的とする保証金の預託を遂行の条件とすることができる。

この禁止は, 侵害行為が行われることを防止し, 特に模倣品が商業の流通経路に入ること防止するために, 侵害訴訟を提起する当事者に対して又は適切な場合は第三者に対して命じられる。

差止又は保証金預託の請求は, 実質的訴訟が十分根拠があると認められ, かつ, 当該所有者が当該訴訟の基礎とする事実を知った日から最大 30 日以内に提起された場合にのみ, 許諾されるものとする。

裁判官は, 侵害訴訟についてその後根拠がないと判定された場合に被告が被る可能性のある損害賠償金をカバーする保証金の原告による提供を差止の条件とすることができる。

第 204 条

被告が海外に居住している場合、被告の真正の若しくは選択済住居の場所の裁判所、その代理人が定住している場所の裁判所又は工業所有権庁が所在する場所の裁判所に裁判管轄権が有するものとする。

商標の事項及び意匠若しくはひな形の事項又は不正競争の事項の双方を含む訴訟は、裁判所により審理されるものとする。

上記第 1 段落の規定に拘らず、第 176.2 条にいう保存措置の命令を管轄する裁判所は、第 176.1 条にいう停止請求に従うことを条件として、当該商品の輸入地に裁判管轄権を有する裁判所とする。

第 205 条

公訴は、公訴官が管轄する第 24 条(a)、第 113 条及び第 135 条に定められた規定の違反を除いて、被害当事者の告訴によってのみ、提起することができる。

損害の程度を認定するために提起された民事訴訟がある場合、又は被告が提起した、無効、所有権の主張若しくは失効の訴えがある場合、刑事裁判所は、上記判決が確定するまでは、損害を受けた当事者の告訴について裁定してはならない。

第 206 条

本編に基づく民事及び刑事訴訟は、それらが基礎とする行為の日から 3 年後に時効とする。

第 207 条

上記第 205 条第 2 段落にいう民事訴訟の提起は、刑事訴訟の時効期間を停止する。

第 208 条

本編の規定に基づいて有罪判決を受けた者は、更に、弁理士会の構成員である権利を最大 5 年間剥奪されることがある。

第 209 条

裁判所は、本法の規定に従い下された確定判決の公告を命じるものとする。

第 II 章 特許

第 I 節 民事訴訟

第 210 条

第 60 条及び第 66 条にいう職権ライセンスの所有者は、正式通知後に特許所有者が当該訴訟を提起しない場合は、侵害訴訟を提起することができる。

第 69 条、第 74 条及び第 75 条にいう職権ライセンスの所有者は、正式通知後に当該特許所有者が当該訴訟を提起しない場合は、侵害訴訟を提起することができる。

第 211 条

特許出願又は特許の所有者は、その者が被害者であると主張する侵害を如何なる手段でも立証することができる。所有者は侵害地の裁判所の裁判所長により発せられた命令により、裁判所執行官に対して、侵害と称される製品又は方法について、有効な差押の有無に拘らず、詳細な説明書を執行するよう指示する権原を有する。当該説明書は、有資格鑑定人の助力を得て作成することができる。

当該命令の執行は、原告による保証金の預託を条件とすることができる。

それと同一命令において、裁判所長は当該侵害の発生源、性質及び範囲を確認するため有資格鑑定人の助力を得てすべての記録を作成することを裁判所執行官に委任することができる。

同じ権利は、第 202 条第 2 段落に定められた条件に基づいて排他的実施権の所有者により、また第 210 条に定められた条件に基づいて強制ライセンス又は職権ライセンスの所有者により、享受することができる。

原告が当該命令の執行日から最大 30 日以内に裁判所に訴訟を提起しなかった場合は、当該差押説明書は、差押の有無に拘らず、如何なる損害賠償も害することなく、自動的に無効となる。

第 212 条

被害当事者の請求により、かつ、当該措置が侵害継続を防止するため必要な場合は、裁判所は侵害者の財産である、侵害を構成すると認められる物品について、当該禁止の執行日又は適切な場合は当該侵害を行うことを明確に意図した装置若しくは手段の禁止の執行日に、原告のため没収を命令することができる。

没収された物品の価値は、判決の受益者に付与されるべき補償の算定時に勘案される。

第 II 節 刑事訴訟

第 213 条

第 53 条及び第 54 条に定義された特許所有者の権利について故意になされた侵害は、侵害を構成するものとし、2 月から 6 月までの懲役刑及び 50,000 デイルハムから 500,000 デイルハムまでの罰金又はこれら 2 処罰の 1 のみに処せられる。

累犯の場合は、罰則は倍加することができる。

同一行為に対する確定判決が過去 5 年以内に被告に対して下されている場合は、本条の意味において累犯とみなす。

裁判所はまた、侵害者の財産である、侵害と認められた物品の毀棄及び当該侵害の実行を明確に意図したそれらの装置又は手段の毀棄を命令することができる。

第 214 条

同一の罰則は故意に侵害と称された製品を受領し、展示し、市販若しくは販売し、又は輸出した侵害者に適用する。同様なことは上記にいう侵害を行った者に故意に提供した如何なる助力にも適用する。

第 215 条

第 213 条及び第 214 条に規定された罰則は、侵害者が特許権者の仕事場又は施設において働いていた従業者である場合は、6 月から 2 年までの懲役刑及び 100, 000 ディルハムから 500, 000 ディルハムまでの罰金又はこれら 2 処罰のうち 1 のみに処せられる。同一の罰則は、特許において説明された方法についての知識を侵害者に与えた後に当該侵害者と協力した従業者にも科される。従業者に対する訴訟は、刑法典第 447 条の規定に従い提起することができる。

第 216 条

特別法に規定された罰則に拘らず、特許発明又は集積回路の回路配置(トポグラフ)であって、それについてそれらの者又は他人により出願されたがいまだ付与されていないものに関して、公共の場所若しくは集会における演説又は講演により、又は公共の場所若しくは集会において販売、流通、市販若しくは展示した書き物、印刷物により、又は公共の眺望場所において展示のパネル若しくはポスターにより、何らかの情報、表示又は説明を与えた何人も、50, 000 ディルハムから 500, 000 ディルハムまでの罰金に処せられる。累犯の場合は、3 月から 2 年までの懲役刑が、当該罰金に加重して、命じられる。

第 217 条

上記第 42 条に規定された禁止事項に故意に違反した者は、100, 000 ディルハムから 500, 000 ディルハムまでの罰金が処せられる。刑法第 192 条の規定により、違反が国防を害する場合、戦時には 5 年から 30 年までの懲役刑。平時には、1 年から 5 年までの懲役刑に処せられる。

第 III 章 集積回路の回路配置(トポグラフ)

第 218 条

本編第 II 章の規定は、集積回路の回路配置(トポグラフ)の侵害についての民事訴訟及び刑事訴訟に適用する。

第 IV 章 意匠及びひな形

第 I 節 民事訴訟

第 219 条

意匠又はひな形の所有者は、その者が被害者であると主張する侵害について如何なる手段によっても立証することができる。所有者は更に、当該侵害地の裁判所長により発せられた命令により、有効な差押の有無に拘らず、裁判所執行官に侵害と称される製品の詳細説明書を遂行するよう指示する権原を有する。当該説明書は、専門鑑定人の助力を得て作成することができる。当該命令の執行は、出願人による供託を条件とすることができる。

同一命令において、裁判所長は専門鑑定人の助力を得た裁判所執行官に当該侵害の起源、性質及び範囲を確認する照会を実行するよう委任することができる。
同一の権利は、第 202 条第 2 段落に定められた条件に基づく排他的使用権の実施権者により享受することができる。
原告が上記命令の執行日から最大 30 日以内に裁判所に訴訟を提起しない場合は、詳細説明書は、差押の有無に拘らず、損害賠償を害することなく、自動的に無効となるものとする。

第 220 条

被害当事者の請求により、かつ、当該措置が侵害継続を防止するため必要な場合は、裁判所は、侵害者の財産である、侵害を構成すると認められる物品について、当該禁止の執行日又は適切な場合は当該侵害を行うことを明確に意図した装置若しくは手段の禁止の執行日に、原告のため没収を命令することができる。
没収された物品の価値は、当該判決の受益者に付与されるべき補償の算定時に勘案される。

第 II 節 刑事訴訟

第 221 条

意匠の所有者の権利を故意に侵害した何人も、2 月から 6 月までの禁固刑及び 50,000 ディルハムから 500,000 ディルハムまでの罰金又はこれらの何れかの罰則が処せられる。再犯の場合、罰則は 2 倍とすることができる。
本条に規定された再犯とは、被告が過去 5 年以内に同一行為について下された確定判決により有罪となった場合をいう。

前段落に規定された罰則についてはまた、被告が過去 5 年以内に同一行為について下された確定判決により有罪となった事実を考慮して、累犯をなした場合は、これを科すものとする。

裁判所はまた、侵害者の財産である、侵害と認められた物品の毀棄及び当該侵害の実行を明確に意図したそれらの装置又は手段の毀棄を命令することができる。

第 V 章 商標及び役務商標

第 I 節 民事訴訟

第 222 条

登録出願人、登録標章の所有者又は排他的使用権の所有者は、裁判所長の下した命令により、見本採取の有無を問わず、差押説明書を推進するよう、又は自己が主張する商品又は役務について自己の権利を侵害されて不利に、標章を付され、販売申出され、引渡され、又は供給されたものの差押を推進するよう裁判所執行官に指示する権原を有する。

当該記載は、専門鑑定人の助力を得て実行することができる。

同一命令において、裁判所長は当該侵害の起源、性質及び範囲を立証するために有用な

発見と同様に、侵害に関連する資料、器具及び証拠書類を原本又はコピーの形で欧州又はその他の形で保管することを許可することができる。

当該命令の執行は、侵害訴訟がその後理由なしと立証された場合の被告が被る損害の如何なる可能な補償もカバーする原告による保証金差入を条件とすることができる。

原告が上記命令の執行日から最大 30 日以内に裁判所に訴訟を提起しない場合は、当該差押説明書又は当該差押は、損害賠償を害することなく、自動的に無効となる。

第 223 条

商品又は役務による登録商標に基づいて請求されたものに対する置換を確認すべき場合は、登録所担当官は、請求していたと主張されたもの以外の商品引渡又は役務提供の後にはのみ、また当該命令書が置換の複数の確認を委任している場合は最終引渡又は最終提供の後にのみ、第 222 条にいう命令書を提示しなければならない。

第 224 条

被害当事者の請求により、かつ、当該措置が侵害継続の禁止を確実にするため必要とみなされる限り、裁判所は、特別の事情のある場合を除いて、侵害とみなされて当該禁止の発効日に侵害者により所有されていた商品の毀棄及び適切な場合は当該侵害のため特別に考案された装置又は手段の毀棄を命令することができる。

権利の所有者は、実際に被った損害—これら損害の算定で勘案していなかった禁止された活動に起因する何らかの利得を加算—又は 50,000 ディルハム未満で 500,000 ディルハム以下の額の損害について、裁判所が被侵害を補償するため公正とみなすところに従い、選択することができる。

第 II 節 刑事訴訟

第 225 条

次の何人も侵害者とみなされ、3 月から 1 年までの懲役刑及び 100,000 ディルハムから 1,000,000 ディルハムまでの罰金又はこれらの罰則の何れかのみ処せられる。

1. 登録標章を模倣したか又は他人に帰属する標章を詐欺的に貼付した者
2. 関係人の許可なく、「公式」、「方式」、「調理法」、「模倣」、「種類」又は購入者に誤認を与え易い他の如何なる類似の用語などの言葉を付記して標章を使用していた者
3. 正当な理由なしに、侵害標章又は詐欺的に貼付した標章を提示することをそれら者が知っていた商品を所有していた者又は当該商標に基づく商品若しくは役務を故意に販売し、市販し、供給し、又は供給のため申出をしていた者
4. 登録標章に基づいて請求されたもの以外の商品を引き渡し又は役務を提供していた者
5. 侵害標章又は詐欺的に貼付した標章を付した製品を輸入し又は輸出していた者
6. 登録標章と同一又は区別できない標章を、無許可なく、同一の商品又は役務に使用することを意図したラベル又は包装を商業的規模で故意に輸入又は使用した者。

第 226 条

次の者は、2 月から 6 月までの懲役刑及び 50,000 ディルハムから 500,000 ディルハ

ムまでの罰金又はこれら罰則の何れかに処せられるものとする

1. 登録商標を模倣していないが、購入者を誤認させるなどその詐欺的模倣をなした者又は詐欺的に模倣した標章を使用していた者
2. 指定商品又は商品の活性成分の性質、実質的品質、組成若しくは内容、種類又は原産地に関して購入者に誤認を与え易い言葉を付した登録商標を使用していた者
3. 正当な理由なしで、それらの者が詐欺的に模倣した標章を付したことを知っていた商品を所有していた者又は当該標章に基づく商品若しくは役務を故意に、販売し、市販し、又は供給のため申出をした者

第 227 条

商標又は役務商標に第 135 条(a)に基づいて禁止された標章を所轄当局の許可なしに含ませた者及び標章として当該標識を付した天然産品又は製造産品をモロッコに導入し、所有し、市販し、又は販売していた者は、1 月から 3 月までの懲役刑及び 50, 000 ディルハムから 500, 000 ディルハムまでの罰金又はこれら罰則の何れかのみ処せられるとする。

第 227.1 条

第 205 条第 1 段落の規定に拘らず、第 154 条及び第 155 条に夫々定義された商標又は役務商標の所有者の権利侵害は、私的当事者又は権利所有者からの告訴なしに、公訴官により職権で訴訟の対象とすることができる。

第 228 条

裁判所はまた、侵害者の財産であって侵害すると認められた物品の毀棄及び当該侵害を明確に意図した装置又は手段の毀棄も命令することができる。

第 229 条

第 225 条から第 228 条までに基づいて規定された罰則は、団体標章及び団体証明標章に関して適用する。

第 VI 章 商号

第 230 条

商号の不正使用又は詐欺的使用は、商標又は役務商標に含まれているか否かに拘らず、第 225 条に規定された罰則により処罰され得るものとする。

第 VII 章 出所の表示及び原産地の名称

第 231 条

第 182 条にいう違法行為は、特別法により規定された如何なる罰則にも拘らず、第 226 条に規定された罰則により処罰され得るものとする。

第 VIII 章 産業的報奨

第 232 条

次の者は、2 月から 6 月の懲役刑及び 50, 000 デイルハムから 500, 000 デイルハムの罰金又はこれら罰則の何れかに処せられる。

1. 第 189 条にいう産業的報奨を受領していたと違法かつ詐欺的に主張する者又はそれらの者の製品、掲示板、広告、小冊子、書状、商用紙、包装に産業的報奨を貼付し又はその他の如何な方法によるも架空の報奨を受領していたと主張する者
2. 同一の方法でそれらが取得されていたもの以外の物件にそれらを貼付していた者
3. 第 189 条に規定された報奨以外の報奨の工業的又は商業的使用を行っていた者

第 233 条

第 189 条、第 190 条及び第 198 条の規定に従わずに、産業的報奨を取得し、当該報奨の工業的又は商業的使用をした者は、25, 000 デイルハムから 250, 000 デイルハムまでの罰金に処せられる。

第 IX 編 経過規定

第 234 条

本法律は、その施行のため発行された原文の公告の 6 月後に施行され、それにより同一主題に関するすべての旧規定、特に、改正及び補足を含み、工業所有権の保護に関する 21 Sha'ban(イスラム暦の 8 月) 1334(1916 年 6 月 23 日)の勅令(Dahir)、タンジール地帯における工業所有権の保護に関する 9 Sha'ban 1357(1938 年 10 月 4 日)の法律及び国防に関する発明特許の付与に関する 10 Rajab(イスラム暦の 7 月) 1359(1940 年 8 月 14 日)の勅令は、廃止する。

第 235 条

本法律の施行日前に取得した権利は、次の規定に従うことを条件として、保護の残存期間中維持されるものとする。

第 236 条

上記にいう 21 Sha'ban 1334(1916 年 6 月 23 日)の勅令及び 9 Sha'ban 1357(1938 年 10 月 4 日)の法律の規定に従う特許発明の出願は、審査され、かつ、対応する権原は同勅令及び同法律に定められた規定及び手続に従い発給される。

上記にいう 9 Sha'ban 1357(1938 年 10 月 4 日)の法律の規定に従う本法施行日前に行われた実用新案の登録出願は、審査され、かつ、対応する権原は本法により定められた規定及び手続に従い発給される。

当該出願は、それらの出願日から発効する。

第 237 条

上記にいう 21 Sha'ban 1334(1916 年 6 月 23 日)の勅令 及び 9 Sha'ban 1357(1938 年 10 月 4 日)の法律の規定に従い付与された特許発明並びに同勅令及び同法に規定に従い出願され登録された実用新案、意匠及びひな形及び商標は、モロッコ王国全領域において本法律の施行日から発効する。

第 238 条

上記にいう 21 Sha'ban 1334(1916 年 6 月 23 日)の勅令の規定及び上記にいう 9 Sha'ban 1357(1938 年 10 月 4 日)の法律の規定に従う使用の優先権により保護された標章は、同勅令 及び同法律の規定に基づいて出願され、登録されていなくとも、本法律の施行日から 6 月以内にそれら標章に関する登録出願を本法律の規定に従い行うべき旨のただし書を付して、有効に維持されるものとする。

第 239 条

工業所有権から発生した権利のモロッコ王国全領域への拡張は、別段の契約規定に従うことを条件として、ライセンスにより享受されるものとする。

当該権原の所有者とそれらのライセンスとの間に合意を欠く場合は、紛争は裁判所により審理されるものとする。